

## 岸本町・溝口町合併協議会 第19回会議 別添資料

### 1. 協議事項関係資料

協議第1号・協議第2号関係	平成15年度 岸本町・溝口町合併協議会会議開催状況	1
協議第1号・協議第2号関係	岸本町・溝口町合併協議会協議項目調整状況	2
協議第1号・協議第2号関係	新町名称小委員会開催状況	3
協議第1号・協議第2号関係	新町事務所位置小委員会開催状況	4
協議第1号・協議第2号関係	議員等の定数及び任期小委員会開催状況	5
協議第1号・協議第2号関係	平成15年度 岸本町・溝口町合併協議会契約関係調	6

### 2. 提案事項関係資料

提案第2号関係	行政現況調書調整一覧表（使用料、手数料等の取り扱い）	7
提案第3号関係	行政現況調書調整一覧表（補助金、交付金等の取り扱い：教育関係補助金）	13
提案第4号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：土木事業）	20
提案第5号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：学校教育事業）	21
提案第6号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：学校給食事業）	22
提案第7号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：社会教育事業）	24
提案第8号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：文化振興事業）	29

平成15年度 岸本町・溝口町合併協議会 会議開催状況

開催日	回数	出席 委員数	主 な 議 題
平成15年5月13日	第1回	24 (含監査)	協議会関係規約・要綱 平成15年度予算・事業計画 小委員会の運営 合併の方式・期日 協議項目の設定と調整方針 まちづくり計画策定方針
平成15年6月24日	第2回	20	小委員会報告 まちづくり計画策定方針一部改正 まちづくりアンケート調査
平成15年7月8日	第3回	19	小委員会報告 まちづくり委員会開催状況 協議項目調整(報告2件) まちづくりアンケート調査 協議会における新町名称絞込方法
平成15年8月20日	第4回	20	小委員会報告 新町名称募集結果 まちづくりアンケート調査結果 協議項目調整(報告4件) 新町名称アンケート
平成15年9月10日	第5回	21	小委員会報告 まちづくり委員会開催状況 協議項目調整(報告4件、提案1件:新町事務所位置) 新町名称小委員会絞込結果 新町名称協議会絞込 合併まちづくりシンポジウム開催
平成15年10月8日	第6回	19	小委員会報告 まちづくり委員会提言書 補正予算第1号 協議項目調整(報告8件、協議1件、提案2件:農業委員会委員定数及び任期等) まちづくり委員会提言書
平成15年11月12日	第7回	22	元気で夢ある町をつくる会及び岸本町商工会青年部要望書 議員等の任期及び定数小委員会申入書 まちづくり委員会提言書 新町名称アンケート結果 協議項目調整(報告5件、協議2件、提案3件)
平成15年12月10日	第8回	21	小委員会報告 補正予算第2号 協議項目調整(報告3件、協議4件、提案2件:議員定数及び任期等)
平成15年12月22日	第9回	19	合併まちづくり計画中間報告 合併まちづくり計画策定スケジュール
平成16年1月14日	第10回	20	合併まちづくり計画素案検討 協議項目調整(報告1件、協議2件)
平成16年2月13日	第11回	20	協議項目調整(報告4件、提案10件:字名の取り扱い、郡の所属の取り扱い等)
平成16年2月25日	第12回	18	合併まちづくり計画原案検討
平成16年3月10日	第13回	21	元気で夢ある町をつくる会署名簿 協議項目調整(報告3件、協議9件、提案4件)

岸本町・溝口町合併協議会協議項目調整状況

網掛けをした項目が協議会調整済み項目

番号	協議項目	番号	協議項目	2 5 各種事務事業の取り扱い一覧					
1	合併の方式	17	使用料、手数料等の取扱い	25-1	財政事務	25-17	老人保健事業	25-33	商工業事業
2	合併の期日	18	補助金、交付金等の取扱い	25-2	消防防災関係事業	25-18	高齢者福祉事業	25-34	観光事業
3	新町の名称	19	字名の取扱い	25-3	公共交通事業	25-19	児童福祉事業	25-35	治山治水事業
4	新町の事務所の位置	20	諮問機関の取扱い	25-4	負担金の取扱い	25-20	母子・父子・寡婦福祉事業	25-36	小中学校の通学区域
5	財産の取扱い	21	国民健康保険事業の取扱い	25-5	納税関係業務	25-21	障害者福祉事業	25-37	学校教育事業
6	慣行の取扱い	22	介護保険事業の取扱い	25-6	出納業務	25-22	その他福祉事業	25-38	学校給食事業
7	機構及び組織の取扱い	23	電算システムの取扱い	25-7	地域コミュニティ事業	25-23	社会福祉協議会	25-39	社会教育事業
8	条例、規則等の取扱い	24	新町建設計画	25-8	情報通信事業	25-24	環境対策事業	25-40	社会体育事業
9	議員定数及び任期の取扱い	25	各種事務事業の取扱い	25-9	地域間交流事業	25-25	窓口業務	25-41	文化振興事業
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	26	郡の所属の取り扱い	25-10	女性政策事業	25-26	保育事業	25-42	その他
11	特別職の身分の取り扱い			25-11	地域開発関係事業	25-27	衛生関係事業		
12	一般職の職員の身分の取扱い			25-12	交通安全事業	25-28	同和人権対策事業		
13	広域行政の取扱い			25-13	広報公聴事業	25-29	上水道事業		
14	公共的団体の取扱い			25-14	医療費助成	25-30	下水道事業		
15	消防団の取扱い			25-15	健康づくり事業	25-31	土木建設事業		
16	地方税の取扱い			25-16	母子保健事業	25-32	農林水産業事業		

新町名称小委員会開催状況（決定までの流れと概要）

日付	項目	内容	備考
H15. 5.19	名称公募	名称を公募することを確認	小委第1回会議
	アンケート	アンケートを行うことを確認	
H15. 5.30	名称募集方法	募集に必要な事項を説明・協議	小委第2回会議
H15. 6. 4	名称募集方法	募集に必要な事項を確認	小委第3回会議
	名称絞込方法	小委員会での名称絞込方法を協議	
H15. 6.17	名称募集開始		
H15. 6.24	審議状況報告	第1回～第3回の会議状況を報告	協議会第2回会議
H15. 7. 1	名称絞込方法協議	協議会での名称絞込方法の提案内容を確認	小委第4回会議
	アンケート方法	アンケート方法を説明	
H15. 7. 8	名称絞込方法協議	協議会での絞込方法を提案	協議会第3回会議
H15. 7.22	アンケート方法	アンケート方法を協議	小委第5回会議
	小委員会絞込方法	小委員会絞込方法の詳細を確認	
H15. 7.31	名称募集締切		
H15. 8. 6	名称募集結果報告	名称募集結果を報告	小委第6回会議
	アンケート方法	アンケート方法とアンケート方法の協議会提案内容を確認	
H15. 8.20	名称募集結果報告	名称募集結果を報告	協議会第4回会議
	名称絞込方法	協議会での絞込方法を確認	
	アンケート方法	アンケート方法を提案	
H15. 8.29	名称絞込	名称候補を22点に絞込を実施	小委第7回会議
	名称絞込結果	絞込結果の協議会報告内容を確認	
H15. 9.10	名称絞込結果報告	小委員会で絞り込んだ名称を報告	協議会第5回会議
	名称絞込	名称を5点に絞込を実施	
	アンケート方法	アンケート方法を確認	
H15.10. 9	アンケート発送		
H15.10.24	アンケート締切		
H15.10.31	アンケート状況報告	アンケート有効票集計結果報告	小委第8回会議
	疑問票協議	疑問票の取り扱いを協議	
	アンケート結果報告	アンケート結果の報告内容協議	
H15.11.12	アンケート結果報告	アンケート結果を報告・名称決定	協議会第7回会議
H16. 3.31	元気で夢ある町をつくる会署名簿の取り扱い	名称決定までの手続きは、適性かつ公正に行われたことを確認した。署名簿の取り扱いについては、協議会で協議されることが望ましいことを確認した。	小委第9回会議
H16. 4. 7	審議状況報告	元気で夢ある町をつくる会署名簿の扱いは、協議会で協議されることが望ましいと報告。	協議会第7回会議

報告第2号

新町の名前を決定するアンケートの結果について

新町の名前を決定するアンケートの結果について、次のとおり報告する。

1. アンケート配布の状況

発送枚数	11,110 通
返却数	10 通
差引有効数	11,100 通

2. アンケート回収総数 6,779 通 61.1 %  
 うち有効回答総数 6,649 通 59.9 %  
 うち無効回答総数 130 通 1.2 %

3. 名称候補別支持数

名称候補	支持数	支持率(%)
秀峰町	1,138	17.1
伯峰町	1,013	15.2
伯陽町	1,440	21.7
日野川町	673	10.1
伯耆町	2,385	35.9
計	6,649	100.0

平成15年11月12日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

新町事務所位置小委員会開催状況（流れと概要）

日付	項目	内容	備考
H15. 5.31	基本的事項の説明	事務所位置を定めることが必要な法的根拠 事務所の設置方式・利用方法 合併後10年以内に新庁舎を建設するかどうか 先進地事例の説明	小委第1回会議
	協議の進め方	合併後10年以内に新庁舎を建設するかどうか 役場の現況を把握し、事務所設置方式や事務所位置、事務所の利用を検討。	
H15. 6. 7	庁舎等視察	岸本町役場庁舎、岸本町農村環境改善センターを視察。	小委第2回会議
	現況説明	両町役場の現況及び職員配置状況	
	事務所設置方式	事務所位置検討に当たり住民アンケートは行わないことを決定	
H15. 6.30	事務所の設置方式	設置方式を分庁方式に決定	小委第3回会議
	本庁舎位置	各委員の提案を整理し、本庁舎位置について評価シートを利用した方式で協議していくことを決定。	
H15. 7. 8	審議状況報告	第1回～第3回の会議状況を報告	協議会第3回会議
H15. 7.18	本庁舎位置	各委員が採点して、小委員会で本庁位置の方針を出すことに決定。	小委第4回会議
H15. 8.20	審議状況報告	第4回の会議状況を報告	協議会第4回会議
H15. 8.27	本庁舎位置	・評価シートの評価項目の決定と配点の理由について協議	小委第5回会議
	新庁舎の建設	合併後10年以内に合併特例債を活用し、新庁舎を建設するか否かについては、小委員会で検討を行わず、新町において判断してもらうことに決定。	
H15. 9. 1	協議会への審議状況報告	報告内容について確認	小委第6回会議
	協議会への提案	協議会への提案内容について確認	
H15. 9.10	審議状況報告	第5回～第6回の会議状況を報告	協議会第5回会議
	本庁舎位置について提案	新町の本庁舎位置を岸本町役場とすることを提案	
H15.10. 8	本庁舎位置について協議	新町の本庁舎位置を岸本町役場とすることを決定	協議会第6回会議

協議第2号

新町の本庁舎位置について

新町の本庁舎は、岸本町役場に置く。  
所在地 鳥取県西伯郡岸本町吉長37番地3

平成15年10月8日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

## 議員等の定数及び任期小委員会開催状況（流れと概要）

日付	項目	内容	備考
H15. 5.31	基本的事項の説明	現況の説明 先進地事例の説明	小委第1回会議
	協議の進め方	町議会議員と農業委員会委員について並行して協議を進める 第2回会議での検討内容を両町議会及び農業委員会に説明し、それぞれから意見聴取を行う	
H15. 6.11	議会議員の定数及び任期	議会議員（小委員会案） ・定数は15～16人・合併の特例は適用しない・選挙区は設置しない。	小委第2回会議
	農業委員会委員の定数及び任期	農業委員会委員（小委員会案） ・定数は選任による委員も含めて20人程度・合併の特例は適用しない ・選挙区は設置しない	
H15. 7. 4	議会議員の定数及び任期	両町議会からの意見聴取の結果を報告	小委第3回会議
	農業委員会委員の定数及び任期	両町農業委員会からの意見聴取結果を報告	
H15. 7. 8	審議状況報告	第1回～第3回の会議状況を報告	協議会第3回会議
H15. 7.18	議会議員の定数及び任期	前回までの会議内容、説明事項、合併まちづくりアンケートの中間報告の内容を踏まえ協議。	小委第4回会議
H15. 8. 4	説明事項	合併まちづくりアンケートの小委員会に関係する部分について説明	小委第5回会議
	議会議員の定数及び任期	在任特例適用の可否、議員定数について、住民の意向や議員の道義的責任を論点に協議。	
H15. 8.20	審議状況報告	第4回～第5回の会議状況を報告。	協議会第4回会議
H15. 9. 6	議会議員の定数及び任期	在任特例適用の可否を中心に協議	小委第6回会議
H15. 9.10	審議状況報告	第6回の会議状況を報告	協議会第5回会議
H15.10. 4	農業委員会委員の定数及び任期	・任期は、平成17年7月19日までとし、在任特例を適用する。・選挙による委員の定数は、20名とする。・選挙区については、合併後、新町で検討することとした。	小委第7回会議
	議会議員の定数及び任期	合併期日を平成17年3月に変更するよう求める申入書を作成し、確認した。	
H15.10. 8	審議状況報告	第7回の会議状況を報告	協議会第6回会議
	新町事務所の設置方式・本庁舎位置について提案	次のとおり提案した。 ・任期は、平成17年7月19日までとし、在任特例を適用する。・選挙による委員の定数は、20名とする。・選挙区については、合併後、新町で検討することとした。	
H15.11.12	申入書の取り扱い	合併期日は、これまでどおり平成17年1月を目標とし、変更はしないと会長により報告。	協議会第7回会議
	農業委員会委員の定数及び任期について協議	次のとおり決定した。 ・任期は、平成17年7月19日までとし、在任特例を適用する。・選挙による委員の定数は、20名とする。・選挙区については、合併後、新町で検討することとした。	
H15.11.16	議会議員の定数及び任期	次のとおり協議会へ提案。 ・任期は、在任特例を適用し、平成17年4月30日までとする。・在任特例期間終了後の議会議員の定数は、16名とする。・選挙区は設置しない。	小委第8回会議
H15.12.10	審議状況報告	第8回の会議状況を報告	協議会第8回会議
	議会議員の定数及び任期について提案	次のとおり提案した。 ・任期は、在任特例を適用し、平成17年4月30日までとする。・在任特例期間終了後の議会議員の定数は、16名とする。・選挙区は設置しない。	
H16. 1.14	議会議員の定数及び任期について協議	次のとおり決定した。 ・任期は、在任特例を適用し、平成17年4月30日までとする。・在任特例期間終了後の議会議員の定数は、16名とする。・選挙区は設置しない。	協議会第10回会議

協議第2号

協議項目9議員定数及び任期の取扱いについて

岸本町 溝口町合併協議会での協議項目9議員定数及び任期等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定（在任特例）を適用し、合併前の2町の議会議員全員が平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任するものとする。

2 在任特例期間終了後の新町の議会議員の定数は16名とし、選挙区は設置しない。

平成16年1月14日 提出

岸本町 溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第1号

農業委員会委員定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員定数及び任期等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 農業委員会は、合併時に統合し、両町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

2 選挙による委員の定数は、20名とする。

平成15年11月12日 提出

岸本町 溝口町合併協議会長 河合 勝

平成15年度 岸本町・溝口町合併協議会契約関係調

連番	事業名	請負金額	事業概要	請負業社	契約年月日	着手年月日	完了年月日	検査年月日
1	事務用備品レンタル業務	200,760円	事務局用事務備品レンタル	レントオール米子	H15.4.1	H15.4.1	H17.3.31	H15.4.1
2	ゼロックス電子複写機賃貸借契約	@3.5円/1枚 最低プリント料金：40,300円	ゼロックス電子複写機の賃貸借	株式会社ケー・オー・エイ	H15.4.1	H15.4.1	H17.3.31	
3	岸本町・溝口町全図作成業務	84,000円	岸本町と溝口町を合わせた図面作成	株式会社東洋地図社	H15.4.21	H15.4.21	H15.6.13	H15.6.13
4	岸本町・溝口町合併協議会だより作成業務	4色：@18,000円/1頁 2色：@9,500円/1頁 PDF作成：@25円/1頁 梱包：@4,900円/1回 (15年度総支払額：1,056,404円)	協議会だより作成	有限会社山陰プリントケース	H15.4.21	H15.4.21	H16.3.31	
5	岸本町・溝口町合併まちづくり計画策定支援業務	2,625,000円	住民アンケート 住民ワークショップ まちづくり計画策定補助	株式会社シーズ総合政策研究所	H15.5.23	H15.5.23	H15.12.5	H15.12.9
6	岸本町・溝口町例規策定支援業務	2,000,000円	例規一覧表 例規原案作成調書 調整方針検討用参考資料 新町条例等第1次例規原案	株式会社ぎょうせい	H15.5.23	H15.5.23	H16.3.31	H16.3.31
7	合併協議会委員視察研修バス借上料等	313,500円	大型バス借上 有料道路通行料 バス駐車料金 など	株式会社日ノ丸観光トラベル	H15.6.20	H15.6.24	H15.6.25	
8	岸本町・溝口町合併新町地域整備方針図作成業務	525,000円	土地利用ゾーニング図 地域拠点ネットワーク図 コミュニティ形成イメージ図	株式会社シーズ総合政策研究所	H15.12.10	H15.12.10	H16.3.19	H16.3.22
9	法制執務研修	420,000円	岸本町及び溝口町職員を対象に法制執務研修を3日間実施	株式会社ぎょうせい	H15.12.19	H15.12.19	H16.1.23	H16.1.27

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提出事項																																																																																																																																		
専門部会名	教育部会		責任者	藤井 好文	ワーキンググループ名	社会教育事業 社会体育事業		責任者	大下 仲田																																																																																																																																
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考																																																																																																																																			
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点	調整方法																																																																																																																																		
1	<b>公民館使用料</b> 別紙資料のとおり(P8)		<b>公民館使用料</b> 別紙資料のとおり(P8)			1 両町で使用料の徴収区分及び金額が異なっている。 2 合併後、岸本町中央公民館の改修が計画されている。	現行どおり新町に引き継ぐものとし、合併後に一元化に努める。																																																																																																																																		
2	<b>総合スポーツ公園使用料</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="4">使用料(1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>施設使用料</th> <th>照明使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多目的グラウンド</td> <td>町内</td> <td>520円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>1,050円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>混合</td> <td>840円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゲートボール場</td> <td>町内・町外</td> <td>50円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ラクビー場</td> <td>町内</td> <td>1,050円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>2,100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>混合</td> <td>1,570円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">野球場</td> <td>町内</td> <td>1,050円</td> <td>5,250円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>2,100円</td> <td>10,500円</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>混合</td> <td>1,570円</td> <td>8,400円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">多目的広場</td> <td rowspan="3">団体</td> <td>町内</td> <td>520円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>1,050円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>混合</td> <td>840円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>町内</td> <td>50円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>町外</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">岸本町B &amp; G 海洋センター</td> <td rowspan="4">体育館・トレーニングルーム</td> <td rowspan="2">団体</td> <td>町内</td> <td>260円</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>520円</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">個人</td> <td>町内高校生以下</td> <td>50円</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>町内一般</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>町外高校生以下</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>町外一般</td> <td>210円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">プール</td> <td rowspan="5">個人</td> <td>町内高校生以下</td> <td>(1回当たり) 50円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町内一般</td> <td>(1回当たり) 100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町外高校生以下</td> <td>(1回当たり) 100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町外一般</td> <td>(1回当たり) 210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1回当たり) 210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ミーティングルーム</td> <td>町内</td> <td>260円</td> <td></td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>520円</td> <td></td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>ロッカー</td> <td></td> <td>(1回当たり) 100円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設名	使用料(1時間当たり)				区分	施設使用料	照明使用料	冷暖房使用料	多目的グラウンド	町内	520円			町外	1,050円			混合	840円			ゲートボール場	町内・町外	50円							ラクビー場	町内	1,050円			町外	2,100円			混合	1,570円			野球場	町内	1,050円	5,250円	130円	町外	2,100円	10,500円	260円	混合	1,570円	8,400円	210円	多目的広場	団体	町内	520円		町外	1,050円		混合	840円		個人	町内	50円			町外	100円		岸本町B & G 海洋センター	体育館・トレーニングルーム	団体	町内	260円	260円	町外	520円	520円	個人	町内高校生以下	50円	50円	町内一般	100円	100円	町外高校生以下	100円	100円	町外一般	210円	210円	プール	個人	町内高校生以下	(1回当たり) 50円		町内一般	(1回当たり) 100円		町外高校生以下	(1回当たり) 100円		町外一般	(1回当たり) 210円			(1回当たり) 210円		ミーティングルーム	町内	260円		130円	町外	520円		260円	ロッカー		(1回当たり) 100円			なし。			現行どおり新町に引き継ぐ。  参考資料P9		
施設名	使用料(1時間当たり)																																																																																																																																								
	区分	施設使用料	照明使用料	冷暖房使用料																																																																																																																																					
多目的グラウンド	町内	520円																																																																																																																																							
	町外	1,050円																																																																																																																																							
	混合	840円																																																																																																																																							
ゲートボール場	町内・町外	50円																																																																																																																																							
ラクビー場	町内	1,050円																																																																																																																																							
	町外	2,100円																																																																																																																																							
	混合	1,570円																																																																																																																																							
野球場	町内	1,050円	5,250円	130円																																																																																																																																					
	町外	2,100円	10,500円	260円																																																																																																																																					
	混合	1,570円	8,400円	210円																																																																																																																																					
多目的広場	団体	町内	520円																																																																																																																																						
		町外	1,050円																																																																																																																																						
		混合	840円																																																																																																																																						
	個人	町内	50円																																																																																																																																						
	町外	100円																																																																																																																																							
岸本町B & G 海洋センター	体育館・トレーニングルーム	団体	町内	260円	260円																																																																																																																																				
			町外	520円	520円																																																																																																																																				
		個人	町内高校生以下	50円	50円																																																																																																																																				
			町内一般	100円	100円																																																																																																																																				
	町外高校生以下		100円	100円																																																																																																																																					
	町外一般		210円	210円																																																																																																																																					
	プール	個人	町内高校生以下	(1回当たり) 50円																																																																																																																																					
			町内一般	(1回当たり) 100円																																																																																																																																					
			町外高校生以下	(1回当たり) 100円																																																																																																																																					
			町外一般	(1回当たり) 210円																																																																																																																																					
			(1回当たり) 210円																																																																																																																																						
ミーティングルーム	町内	260円		130円																																																																																																																																					
	町外	520円		260円																																																																																																																																					
ロッカー		(1回当たり) 100円																																																																																																																																							

公民館使用料比較表

公民館使用料 (岸本町)

区分	室名	時間 収容人員	9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00
			~ 12:00	~ 17:00	~ 22:00	~ 17:00	~ 22:00	~ 22:00
中央 公民館	大会議室	150人	円	円	円	円	円	円
	調理実習室	40	1,260	1,570	2,310	2,520	3,150	3,880
	パソコン教室	36	630	840	1,150	1,260	1,570	1,990
	第2会議室	10						
	第1研修室(和室)	32						
	第2研修室(和室)	28						
	第3研修室	30						
	第4研修室	38						
その他の室を専用する場合		520	630	940	1,050	1,260	1,570	
1 冷房又は暖房を使用する場合は、上記使用料の5割に相当する金額を加算した額とする。 2 特殊電燈及び電力又はプロパンガスを使用する場合は、実費相当額を徴収する。								

(別紙資料)

公民館使用料(溝口町)

公民館使用料							
中央公民館使用料							
室名	区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	入場料を徴収するとき		
					午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
小会議室		630円	840円	1,050円	1,260円	1,680円	1,780円
中会議室		630円	840円	1,050円	1,260円	1,680円	1,780円
和室		630円	840円	1,050円	1,260円	1,680円	1,780円
大会議室		940円	1,260円	1,570円	3,780円	5,040円	6,300円
ただし、冷房、暖房期間中の平日については、1日当たり30円を、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年溝口町条例第24号)第3条第1項に規定する週休日、第9条に規定する休日及び夜間(午後6時から午後10時に限る。)については、1時間当たり2,100円を加算する。							
日光公民館使用料							
室名	区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	入場料を徴収するとき		
					午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
講堂		940円	1,260円	1,570円	2,100円	2,620円	3,150円
研修室		630円	840円	1,050円	1,260円	1,680円	1,780円
和室		630円	840円	1,050円	1,260円	1,680円	1,780円
ただし、暖房期間中については、1日当たり30円を加算する。							
室名	区分	昼間		夜間			
		半日	1日	1回 520円			
体育館		310円	630円				
二部公民館使用料							
室名	区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	入場料を徴収するとき		
					午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
小会議室		940円	1,260円	1,570円	2,100円	2,620円	3,150円
中会議室		630円	840円	1,050円	1,260円	1,680円	1,780円
和室		630円	840円	1,050円	1,260円	1,680円	1,780円
大会議室		940円	840円	1,050円	1,260円	1,680円	1,780円
ただし、暖房期間中については、1日当たり30円を加算する。							
たたら会館							
室名	区分	一時間当た 利用料金	摘 要				
			冷房、暖房期間中は、1時間当たり60円を加算する。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例)第3条第1項に規定する週休日、第24号第9条に規定する休日及び日夜間(午後6時から午後10時に限る。)については、1時間当たり2,060円を加算する。				
研修室(全面)		600円					
研修室(半面)		400円					

# 平成15年度 岸本町スポーツ振興事業団施設別利用状況表

## 利用者数

単位 : 人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	昨年合計
アリーナ	967	1,076	914	1,549	3,555	1,075	692	706	864	739	839	961	13,937	16,409
トレーニングルーム	178	208	187	287	449	300	215	197	175	179	179	208	2,762	4,392
プール	閉鎖期間	閉鎖期間	1,273	2,022	3,023	366	閉鎖期間	閉鎖期間	閉鎖期間	閉鎖期間	閉鎖期間	閉鎖期間	6,684	8,612
ミーティングルーム	0	48	45	150	70	10	14	63	0	25	30	6	461	604
多目的グラウンド	180	344	330	355	3,428	270	245	34	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖	5,186	9,276
ラグビー場	289	915	385	562	4,282	410	485	0	0	0	0	155	7,483	7,430
野球場	823	629	1,260	1,550	955	968	1,328	470	0	0	11	347	8,341	10,125
多目的広場	384	393	636	509	283	410	793	468	156	73	173	332	4,610	4,690
ケートホール場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,821	3,613	5,030	6,984	16,045	3,809	3,772	1,938	1,195	1,016	1,232	2,009	49,464	61,538
昨年度合計	4,103	7,152	6,379	11,296	15,552	4,025	4,097	3,420	1,291	918	1,203	2,102	61,538	

町民体育館	838	378	1,351	445	970	583	1,429	1,464	765	639	696	1,077	10,635	
昨年度	963	348	2,756	1,215	1,471	1,279	1,161	2,147	987	860	1,053	997	15,237	

(参考)

町民グラウンド	0	30	585	665	965	75	1,860	75	10	0	0	90	4,355	
昨年度	60	320	302	188	739	42	1,850	52	0	0	0	0	3,553	

## 使用料

単位 : 円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	昨年合計
体育館	40,990	40,920	23,060	99,570	101,590	32,840	17,590	41,860	28,320	16,310	36,840	29,220	509,110	411,470
プール			1,150	212,130	327,860	32,300							573,440	656,500
ミーティングルーム	0	0	1,560	3,120	0	0	520	2,090	0	0	0	0	7,290	2,080
コインロッカー	0	0	0	0	0	0	0	0	57,000	0	0	0	57,000	79,354
多目的グラウンド	22,050	25,200	16,250	25,200	26,250	21,000	5,250	8,400	0	0	0	0	149,600	189,510
ラグビー場	28,300	56,700	21,000	123,900	165,900	77,700	25,200	0	0	0	0	29,300	528,000	443,100
多目的広場	18,750	27,300	2,100	67,650	21,750	25,100	48,540	25,340	9,500	5,700	13,750	25,600	291,080	221,600
野球場	273,000	239,380	384,280	389,420	319,160	178,800	344,400	200,570	0	0	4,200	42,000	2,375,210	2,776,110
合計	383,090	389,500	449,400	920,990	962,510	367,740	441,500	278,260	94,820	22,010	54,790	126,120	4,490,730	4,779,724
昨年度合計	288,150	550,570	631,030	785,830	781,160	596,080	671,774	129,550	48,410	24,890	24,010	248,270	4,779,724	

630,440

677,600

町民体育館	0	0	0	3,500	7,000	0	0	8,500	0	0	0	6,000	25,000	
-------	---	---	---	-------	-------	---	---	-------	---	---	---	-------	--------	--

(参考)

町民グラウンド	0	0	0	6,300	6,300	6,300	18,900	7,870	3,150	0	0	18,900	67,720	
昨年度	0	4,200	0	0	1,575	0	0	0	0	0	0	0	5,775	

単位 : 円

	コカコーラ	ベネット	アップシコーラ	ヤクルト	大塚製薬	合計					
上半期・下半期	75,202	48,328	90,486	50,135	47,595	37,314	202,667	163,124	109,482	57,107	881,440
昨年度	83,290	49,144	99,441	49,122	52,816	36,877	226,410	132,561	134,549	68,500	932,710

	キャップ・ゴーグル	合計
今年度	13,360	13,360
昨年度	13,760	13,760

行政現況調査調整一覧表							協議会提出事項																																																																													
専門部会名	教育部会		責任者	藤井 好文		ワーキンググループ名	社会教育事業 社会体育事業																																																																													
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取扱い		各種事務事業の取扱い				備考																																																																													
連番	岸 本 町		溝 口 町				課題・問題点	調整方法																																																																												
3	<b>体育施設使用料</b>		<b>体育施設使用料</b>				1 両町で使用料の単位が異なっている。 2 料金の見直し及び町内外等の分けについて、今後の課題と思われる。 3 同じ規模の施設でありながら、使用料に違いがある。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、使用時間の単位は溝口町の例により一元化するものとし、使用料については、合併後に一元化に努める。  (別紙のとおり P11) ○岸本町体育クラブハウスは、中学校部室等に使用しているため、一般の使用は行わないものとする。																																																																												
	(1) 岸本町町民運動場 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用時間</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> <th rowspan="2">1 日</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料</td> <td>2,100円</td> <td>3,150円</td> <td>7,870円</td> <td>5,250円</td> </tr> </tbody> </table>		使用時間	昼 間		夜 間				1 日	午 前	午 後	使用料	2,100円	3,150円	7,870円	5,250円	(1) 溝口町町民体育館 使用料単位(円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">使用料</th> <th colspan="4">照明点灯時使用料</th> </tr> <tr> <th>町内者</th> <th>町外者</th> <th>混合</th> <th>町内者</th> <th>町外者</th> <th>混合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">団体使用</td> <td rowspan="2">1 時間</td> <td>全面</td> <td>210</td> <td>1050</td> <td>840</td> <td>1260</td> <td>3360</td> <td>2520</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>100</td> <td>520</td> <td>420</td> <td>630</td> <td>1680</td> <td>1260</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人 使用</td> <td rowspan="2">1 室</td> <td>会議室その他</td> <td>50</td> <td>210</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>310</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>中学生以下の児童</td> <td></td> <td>20</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高 校 生 以 上 の 生 徒</td> <td rowspan="2">1 回 当 り</td> <td>一般</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位	使用料		照明点灯時使用料				町内者	町外者	混合	町内者	町外者	混合	団体使用	1 時間	全面	210	1050	840	1260	3360	2520	半面	100	520	420	630	1680	1260	人 使用	1 室	会議室その他	50	210	100	100	310	150	中学生以下の児童		20	40	-	-	-	-	高 校 生 以 上 の 生 徒	1 回 当 り	一般	30	60	-	-	-	-	一般	50	100	-	-	-	-
	使用時間	昼 間		夜 間	1 日																																																																															
午 前		午 後																																																																																		
使用料	2,100円	3,150円	7,870円	5,250円																																																																																
区 分	単 位	使用料		照明点灯時使用料																																																																																
		町内者	町外者	混合	町内者	町外者	混合																																																																													
団体使用	1 時間	全面	210	1050	840	1260	3360	2520																																																																												
		半面	100	520	420	630	1680	1260																																																																												
人 使用	1 室	会議室その他	50	210	100	100	310	150																																																																												
		中学生以下の児童		20	40	-	-	-	-																																																																											
高 校 生 以 上 の 生 徒	1 回 当 り	一般	30	60	-	-	-	-																																																																												
		一般	50	100	-	-	-	-																																																																												
(2) 岸本町体育クラブハウス <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用時間</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> <th rowspan="2">1 日 (夜間を除く)</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> <td>3,150円</td> <td>4,200円</td> </tr> </tbody> </table>		使用時間	昼 間		夜 間	1 日 (夜間を除く)	午 前	午 後	使用料	1,570円	2,100円	3,150円	4,200円	(2) 溝口町立武道館 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位 (1時間につき)</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>通常時</th> <th>照明点灯時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">武道場</td> <td>全 面</td> <td>210円</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>100円</td> <td>420円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位 (1時間につき)	使用料		通常時	照明点灯時	武道場	全 面	210円	840円	半 面	100円	420円																																																						
使用時間	昼 間		夜 間	1 日 (夜間を除く)																																																																																
	午 前	午 後																																																																																		
使用料	1,570円	2,100円	3,150円	4,200円																																																																																
区 分	単 位 (1時間につき)	使用料																																																																																		
		通常時	照明点灯時																																																																																	
武道場	全 面	210円	840円																																																																																	
	半 面	100円	420円																																																																																	
(3) 岸本町立武道館 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用時間</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> <th rowspan="2">1 日 (夜間を除く)</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> <td>3,150円</td> <td>4,200円</td> </tr> </tbody> </table>		使用時間	昼 間		夜 間	1 日 (夜間を除く)	午 前	午 後	使用料	1,570円	2,100円	3,150円	4,200円																																																																							
使用時間	昼 間		夜 間	1 日 (夜間を除く)																																																																																
	午 前	午 後																																																																																		
使用料	1,570円	2,100円	3,150円	4,200円																																																																																
4	<b>学校施設使用料</b>		<b>学校施設使用料</b>				1 両町で体育館使用料が異なっている。 2 両町で使用料を徴収する施設が異なっている。	溝口町の例によるものとする。 岸本町の教室その他の室及び溝口町の二部小学校運動場は削除する。																																																																												
	(現況) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使用時間</th> <th rowspan="2">1 日</th> </tr> <tr> <th>8時~12時</th> <th>12時~17時</th> <th>17時以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>630円</td> <td>630円</td> <td>1,050円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>教室その他の室 (1室につき)</td> <td>210円</td> <td>210円</td> <td>310円</td> <td>630円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使用時間						1 日	8時~12時	12時~17時	17時以降	屋内運動場	630円	630円	1,050円	2,100円	教室その他の室 (1室につき)	210円	210円	310円	630円	(現況) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> </tr> <tr> <th>半 日</th> <th>1 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>310円</td> <td>630円</td> <td>1回520円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運動場</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center;">/</td> <td>溝口中学校 (野球1時間当たり) 1,050円</td> </tr> <tr> <td>溝口中学校 (庭球1時間当たり) 310円</td> </tr> <tr> <td>二部小学校 1回 210円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	昼 間		夜 間	半 日	1 日	体育館	310円	630円	1回520円	運動場	/		溝口中学校 (野球1時間当たり) 1,050円	溝口中学校 (庭球1時間当たり) 310円	二部小学校 1回 210円																																									
	区 分	使用時間			1 日																																																																															
8時~12時		12時~17時	17時以降																																																																																	
屋内運動場	630円	630円	1,050円	2,100円																																																																																
教室その他の室 (1室につき)	210円	210円	310円	630円																																																																																
区 分	昼 間		夜 間																																																																																	
	半 日	1 日																																																																																		
体育館	310円	630円	1回520円																																																																																	
運動場	/		溝口中学校 (野球1時間当たり) 1,050円																																																																																	
			溝口中学校 (庭球1時間当たり) 310円																																																																																	
			二部小学校 1回 210円																																																																																	
(調整) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> </tr> <tr> <th>半 日</th> <th>1 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>310円</td> <td>630円</td> <td>電気代考慮して別途設定</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	昼 間		夜 間	半 日	1 日	屋内運動場	310円	630円	電気代考慮して別途設定	(調整) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> </tr> <tr> <th>半 日</th> <th>1 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>310円</td> <td>630円</td> <td>電気代考慮して別途設定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運動場</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center;">/</td> <td>溝口中学校 (野球1時間当たり) 1,050円</td> </tr> <tr> <td>溝口中学校 (庭球1時間当たり) 310円</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	昼 間		夜 間	半 日	1 日	屋内運動場	310円	630円	電気代考慮して別途設定	運動場	/		溝口中学校 (野球1時間当たり) 1,050円	溝口中学校 (庭球1時間当たり) 310円																																																						
区 分	昼 間		夜 間																																																																																	
	半 日	1 日																																																																																		
屋内運動場	310円	630円	電気代考慮して別途設定																																																																																	
区 分	昼 間		夜 間																																																																																	
	半 日	1 日																																																																																		
屋内運動場	310円	630円	電気代考慮して別途設定																																																																																	
運動場	/		溝口中学校 (野球1時間当たり) 1,050円																																																																																	
			溝口中学校 (庭球1時間当たり) 310円																																																																																	

体育施設使用料比較表

別紙

岸本町

(1)岸本町町民運動場  
(現況)

使用時間	昼 間		夜 間	1 日
	午 前	午 後		
使用料	2,100円	3,150円	7,870円	5,250円

(調整)

使用時間	1時間当たり	照明灯使用時 (1時間当たり)
使用料	520円	1,570円

(2)岸本町体育クラブハウス  
(現況)

使用時間	昼 間		夜 間	1 日 (夜間を除く)
	午 前	午 後		
使用料	1,570円	2,100円	3,150円	4,200円

(調整)

使用料廃止
-------

(3)岸本町立武道館  
(現況)

使用時間	昼 間		夜 間	1 日 (夜間を除く)
	午 前	午 後		
使用料	1,570円	2,100円	3,150円	4,200円

(調整)

使用時間	1時間当たり	照明灯使用時 (1時間当たり)
使用料	380円	630円

溝口町

(1)溝口町町民体育館  
(現況)

使用料単位 :円

区 分	単 位	使用料			照明点灯時使用料				
		町内者	町外者	混合	町内者	町外者	混合		
団 体 使 用	アリーナ	1時間 当たり	全 面	210	1050	840	1260	3360	2520
			半 面	100	520	420	630	1680	1260
	会議室その他	1 室	50	210	100	100	310	150	
個 人 使 用	1回当たり	中学生以下の児童	20	40					
		高校生以下の生徒	30	60					
		一 般	50	100					

(2)溝口町立武道館  
(現況)

区 分	単 位 (1時間につき)	使用料	
		通常時	照明点灯時
武道場	全 面	210円	840円
	半 面	100円	420円

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	建設水道部会	責任者	小村 恵吾	ワーキンググループ名	上水道事業 (事務関係)	責任者	野口泰彦	
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取り扱い	各種事務事業の取扱い			25-29 上水道事業	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町			課題・問題点	調整方法		
1	<p>水道給水装置設計審査及び同工事検査手数料</p> <p>設計審査及び工事検査手数料</p> <p>水道の給水装置の新設・改良等を行う場合に、町が事前審査及び完成検査を行うことにより、適切な工事の指導を行う。その際の審査手数料を徴収するもの。</p> <p>給水装置工事の費用の3パーセントの額（100円未満切捨て） ただし、計算した額が500円未満の場合は、500円とする。</p>	<p>水道給水装置設計審査及び同工事検査手数料</p> <p>設計審査及び工事検査手数料</p> <p>水道の給水装置の新設・改良等を行う場合に、町が事前審査及び完成検査を行うことにより、適切な工事の指導を行う。その際の審査手数料を徴収するもの。</p> <p>(1) 材料の検査をするとき      1件につき      500円 (2) 設計の審査をするとき      1件につき      1,000円 (3) 工事の検査をするとき      1回につき      500円</p> <p>実態.....徴収していない(検査等を実施していない)</p>			<p>・岸本町と溝口町との手数料徴収の設定・料金が異なる。</p>	<p>・合併時に溝口町の例により新たに定める。</p> <p>手数料単価は別途調整する。</p>		

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	補助金、交付金等の取り扱い	責任者	相見 厚	
合併協定項目	18 補助金、交付金等の取り扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p><b>教育委員会関係町単独補助金</b> 補助事業名（詳細は別紙一覧表のとおり P14～17）</p> <p>各種団体補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岸本町人形劇団補助金</li> <li>岸本町地域活動補助金</li> <li>岸本風神太鼓振興会補助金</li> <li>岸本町体育協会補助金</li> <li>岸本町グラウンドゴルフ協会補助金</li> <li>岸本町ゲートボール協会補助金</li> </ul> <p>各種イベント補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世代間交流ゲートボール大会交付金</li> <li>西部地区親善岸本剣道大会補助金</li> <li>花火大会補助金</li> <li>岸本きないや祭実行委員会補助金</li> <li>岸本町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金</li> </ul> <p>学校関係補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内小中学校 P A T 補助金</li> <li>学校給食補助金</li> <li>通学ヘルメット購入補助金</li> <li>小学校児童遠距離通学補助事業</li> <li>中学校生徒遠距離通学補助事業</li> <li>中学校部活動振興補助金</li> <li>中学校生徒大会派遣助成</li> </ul>	<p><b>教育委員会関係町単独補助金</b> 補助事業名（詳細は別紙一覧表のとおり P14～17）</p> <p>各種団体補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化振興会補助事業</li> <li>溝口町社会教育団体補助金</li> <li>鬼面太鼓振興会補助金</li> <li>同好会補助金</li> <li>溝口町体育協会補助金</li> <li>溝口町グラウンドゴルフ同好会補助金</li> <li>溝口町ゲートボール愛好会補助金</li> </ul> <p>各種イベント補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国大会等出場派遣助成</li> </ul> <p>学校関係補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食補助金</li> <li>小学校児童遠距離通学補助事業</li> <li>中学校生徒遠距離通学補助事業</li> <li>中学校生徒大会派遣助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれ独自の補助制度がある。</li> <li>同様な事業でも補助基準が異なる。</li> </ul>	<p>教育委員会関係の補助金の調整については、次の方針による。</p> <p>どちらか一方の町にのみある各種団体の補助金については、当面は現行のとおりとし、合併後3年以内に算定方法の見直しを行う。</p> <p>両町にある同様な目的を持つ団体への補助金については、合併時に組織が統合された場合は、新たに算定するものとし、統合されない場合は、合併後1年間に限り現行のとおりとする。</p> <p>イベント関係の補助金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後3年以内に算定方法を見直す。</p> <p>学校関係補助金及び上記のいずれの方針にもよりがたい補助金については、個々に調整するものとする。</p> <p>（各補助事業毎の調整案は別紙一覧表のとおり P14～17）</p>				

教育部会関係町単独補助事業一覧表

連番	岸 本 町	溝 口 町	調整方法																						
1	<p><b>岸本町人形劇団補助金</b></p> <p>町を代表する芸能として人形劇団を育成し、技術の向上、普及・伝承を図り、併せて地域文化の振興に寄与する。</p> <p>対象団体：人形劇団ぼんボコりん</p> <p>補助額：5万円（定額）</p>	なし	当面現行のとおり引き継ぐものとし、合併後3年以内に算定方法の見直しを行う。																						
2	なし	<p><b>文化振興会補助事業</b></p> <p>郷土の文化振興を目的として結成された文化振興会に対し、補助を行うもの。</p> <p>主な事業</p> <p>講演会・美術展開催・会報発行・視察研修・郷土出身芸術家の顕彰碑建立等</p>	合併後に構成員、事業内容等を見直し、新町全体の文化振興が図られるよう検討する。																						
3	<p>なし</p> <p>参考</p> <p>岸本町の青少年育成岸本町民会議は、会員会費のみで活動を行っており、補助金は支払っていない。</p>	<p><b>溝口町社会教育団体補助金</b></p> <p>地域の活性化をめざして活動する団体に対して補助金を交付する。</p> <p>対象団体：日光女性会（花いっぱい運動、文集発行、山菜料理試食会、味噌づくり、介護ボランティア等を行っている。）</p> <p>青少年育成溝口町民会議（健全育成運動、環境浄化活動、調査研究・広報活動、家庭・学校・地域の連携活動等を行っている。）</p> <p>補助額：10万円（定額）</p>	当面現行のとおり引き継ぐものとし、合併後3年以内に算定方法の見直しを行う。ただし、青少年育成会議については、合併後の組織統合の状況により新たに定める。																						
4	<p><b>岸本町地域活動補助金</b></p> <p>地域活動事業に要する経費の一部を町が助成し、もって各種地域活動団体の育成及び地域活動の活性化に資することを目的とする。</p> <p>対象団体及び補助金額</p> <p>(1) 地域社会の発展に寄与する地域活動を行う集落、又は婦人組織・子ども会・青少年育成組織等の団体。（ただし、老人クラブは除く。）</p> <p>対象経費5万円以内×1/2...3年間以内 一年度10団体以内</p> <p>(2) 町内の青年をもつて組織され、団体活動をとおして地域 社会の発展に寄与する団体。</p> <p>対象経費20万円以内×1/2...3年間以内 一年度2団体以内</p> <p>対象事業</p> <p>会員相互交流事業、組織拡充事業、健康づくり事業、文化活動事業、生活改善事業、生涯学習関連事業、ボランティア活動事業、ふるさと伝統文化学習、自然体験活動</p>	なし	岸本町の例による。																						
5	<p><b>岸本風神太鼓振興会補助金</b></p> <p>岸本町の伝統芸能である「岸本風神太鼓」の活動を支援する。</p> <table border="0"> <tr> <td>補助の対象</td> <td>岸本風神太鼓振興会運営経費</td> </tr> <tr> <td>補助単価</td> <td>予算で定める額（300千円）</td> </tr> <tr> <td>助成先</td> <td>岸本風神太鼓振興会</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>23名</td> </tr> <tr> <td>活動状況</td> <td>公演：年10回（平成14年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>練習：週2回</td> </tr> </table>	補助の対象	岸本風神太鼓振興会運営経費	補助単価	予算で定める額（300千円）	助成先	岸本風神太鼓振興会	会員数	23名	活動状況	公演：年10回（平成14年度）		練習：週2回	<p><b>鬼面太鼓振興会補助金</b></p> <p>伝統芸能である「鬼面太鼓振興会」の活動を支援する。</p> <table border="0"> <tr> <td>補助の対象</td> <td>鬼面太鼓振興会運営経費</td> </tr> <tr> <td>補助単価</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>助成先</td> <td>鬼面太鼓振興会</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>27名</td> </tr> <tr> <td>活動状況</td> <td>公演：年7回（平成14年度）</td> </tr> </table>	補助の対象	鬼面太鼓振興会運営経費	補助単価	100千円	助成先	鬼面太鼓振興会	会員数	27名	活動状況	公演：年7回（平成14年度）	当面現行のとおり引き継ぐものとし、合併後3年以内に算定方法の見直しを行う。
補助の対象	岸本風神太鼓振興会運営経費																								
補助単価	予算で定める額（300千円）																								
助成先	岸本風神太鼓振興会																								
会員数	23名																								
活動状況	公演：年10回（平成14年度）																								
	練習：週2回																								
補助の対象	鬼面太鼓振興会運営経費																								
補助単価	100千円																								
助成先	鬼面太鼓振興会																								
会員数	27名																								
活動状況	公演：年7回（平成14年度）																								

教育部会関係町単独補助事業一覧表

連番	岸 本 町	溝 口 町	調整方法
6	<p><b>岸本町体育協会補助金</b></p> <p>岸本町体育協会が行う事業に要する経費の一部を町が補助し、町民の体位の向上と健全娯楽の普及により、社会体育の振興を通じ、相互の融和を図ることを目的とする。</p> <p>1. 補助対象事業 町民の体育振興に関する調査・研究事業 各種競技会等開催事業 体育に関する研修、講習会、研究会の開催事業 競技優秀者及び体育功労者の表彰事業 各種競技大会代表選手派遣事業 その他、目的達成に必要な事業</p> <p>2. 補助率 (1) 会議費、事務局費、調査・研究費 補助対象経費の10/10以内 (2) 事業費 大会運営費：補助対象経費の10/10以内 部活動費：補助対象経費の1/2以内 研修会費：上限 20,000円以内 (補助率なし)</p>	<p><b>溝口町体育協会補助金</b></p> <p>溝口町体育協会が行う事業に要する経費の一部を町が補助し、町民の体位の向上と健全娯楽の普及により、社会体育の振興を通じ、相互の融和を図ることを目的とする。</p> <p>1. 補助対象事業 各種協議会等開催事業 体育に関する研修、講演会、研究会の開催事業 各種競技大会代表選手派遣事業 その他目標達成に必要な事業</p> <p>2. 補助率 200万円(定額)</p>	合併後に一元化を図るものとする。
7	<p><b>岸本町グラウンドゴルフ協会補助金</b></p> <p>岸本町グラウンドゴルフ協会の活動及び協会の運営に要する経費の一部を町が補助し、協会の育成及び生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。</p> <p>1. 補助対象事業 協会の活動及び協会運営事業</p> <p>2. 補助金の額 定額 50,000円(運営費) 県グラウンドゴルフ協会費の1/2(県協会への負担金)</p>	<p><b>溝口町グラウンドゴルフ同好会補助金</b></p> <p>溝口町グラウンドゴルフ同好会の活動及び協会の運営に要する経費の一部を町が補助し、協会の育成及び生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。</p> <p>1. 補助対象事業 協会の活動及び協会運営事業</p> <p>2. 補助金の額 定額 30,000円(運営費) 体育協会補助金から支出</p>	両町の組織が統合するよう支援する。組織が統合された場合は、新たに算定するものとし、統合されない場合は、合併後1年間に限り現行のとおりとする。
8	<p><b>岸本町ゲートボール協会補助金</b></p> <p>岸本町ゲートボール協会の活動及び協会の運営に要する経費の一部を町が補助し、協会の育成及び生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。</p> <p>1. 補助対象事業 協会の活動及び協会運営事業</p> <p>2. 補助金の額 運営費 50,000円(定額) 県ゲートボール協会費の1/2(県協会への負担金)</p>	<p><b>溝口町ゲートボール愛好会補助金</b></p> <p>溝口町ゲートボール同好会の活動及び協会の運営に要する経費の一部を町が補助し、同好会の育成及び生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。</p> <p>1. 補助対象事業 同好会の活動及び運営事業</p> <p>2. 補助金の額 1万円(定額) 中央公民館の同好会育成補助金として交付</p>	両町の組織が統合するよう支援する。組織が統合された場合は、新たに算定するものとし、統合されない場合は、合併後1年間に限り現行のとおりとする。
9	<p><b>世代間交流ゲートボール大会交付金</b></p> <p>生涯スポーツ大会(世代間交流ゲートボール大会)の助成により、生涯スポーツの普及及び振興を図る。</p> <p>世代間交流ゲートボール大会に助成する。</p> <p>・助成額 50,000円(交付金、審判員経費) 100,000円(大会補助) ・助成先 岸本町ゲートボール協会</p>	なし	現行どおり新町に引き継ぐ。
10	<p><b>西部地区親善岸本剣道大会補助金</b></p> <p>西部地区親善岸本剣道大会の開催事業に要する経費の一部を町が補助し、剣道の技術の練磨と相互の親交を深め、もって健康で明るい青少年の育成及び生涯スポーツの振興に資することを目的とする。</p> <p>1. 補助対象事業 剣道大会開催事業 2. 補助金の額 定額 90,000円 3. 助成先 西部地区親善岸本剣道大会実行委員会</p>	なし	当面現行のとおり引き継ぐものとし、合併後3年以内に算定方法の見直しを行う。

教育部会関係町単独補助事業一覧表

連番	岸 本 町	溝 口 町	調整方法
11	<p><b>花火大会補助金</b> 岸本町のイベントのひとつ「盆踊り花火大会」の花火打上げに係る経費に対する補助。</p> <p>補助の対象 花火大会運営経費 補助単価 予算で定める額(100万円) 助成先 岸本町商工会</p> <p>・花火(約300発) 1,800千円 ・抽選会景品 400千円 ・記念団扇(2,000本) 160千円 ・事務費ほか 140千円 町の補助金以外の財源は、 計 2,500千円 殆どが寄付金</p>	なし	当面現行のとおり引き継ぐものとし、合併後3年以内に算定方法の見直しを行う。
12	<p><b>岸本きないや祭実行委員会補助金</b> 岸本町の一大イベントである「岸本きないや祭」(11月第4土・日)を開催するため。</p> <p>補助の対象 岸本きないや祭運営経費 補助単価 予算で定める額(1,000千円) 助成先 岸本きないや祭実行委員会(町、公民館、商工会、JA、風神太鼓振興会、青年団等で構成)</p> <p>場所 公民館、小学校体育館、JA、町民体育館 内容 文化祭、吉長市、青空市、フリーマーケット、ちびっこ広場 アトラクションなど</p>	なし	当面現行のとおり引き継ぐものとし、合併後3年以内に算定方法の見直しを行う。
13	<p><b>岸本町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金</b> 岸本町民が各種スポーツ大会並びに文化交流事業等において、鳥取県代表並びに本町の推薦により、全国大会等に参加する場合派遣費を助成することにより、町民のスポーツ、文化活動の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>1. 補助対象 順次地区予選を経て、自動的に県代表になった団体及び個人。また、これを参考に主催者から代表として推薦を受けた団体及び個人。 国、県等の主催する全国的及び国際的事業に町長が推薦した者。</p> <p>2. 補助金の額(～は旅費対象) スポーツ少年団の場合、出場登録選手1人当り1/2以内 監督・引率責任者各1名の1人当り10/10以内 一般の団体等の場合、出場登録選手、監督・コーチ各1名 1人当り1/2以内 限度額：国内2万円、国外5万円(ただし、小中学生除く) その他、町長が特に必要と認める額</p>	<p><b>全国大会等出場派遣助成</b> 町民のスポーツ振興に寄与することを目的とする。 補助対象、補助金の助成率等は規定を設けていない。</p> <p>過去の実績として、交通費・宿泊費の1/2を補助している。H14年度の日韓柔道交流の選手(子供)は交通費・宿泊費全額を補助。</p>	岸本町の例をもとに一元化を図る。
14	<p><b>町内小中学校PTA補助金</b> 学校運営に協力し、その充実発展と社会教育並びに家庭教育の充実向上につとめることができるようにするため。</p> <p>補助金額 (1)岸本中学校 PTA 定額80,000円 (2)岸本小学校 PTA 定額80,000円 (3)八郷小学校 PTA 定額70,000円 計 年間230,000円</p> <p>補助対象事業 (1)学校、家庭、社会の連絡を密にし、教育活動に対し積極的に協力すること (2)社会教育、家庭教育、成人教育の発展を図ること (3)会員相互の親睦、修養と地方文化の向上を図ること (4)父母と教員に関する懇談会 (5)その他町長が必要と認めた事業</p>	<p>なし</p> <p>参考 PTA活動の一環である球技大会に対し助成している。 助成先：溝口町PTA協議会 助成額：50千円</p>	両町の組織が統合するよう支援する。組織が統合された場合は、新たに算定するものとし、統合されない場合は、合併後1年間に限り現行のとおりとする。

教育部会関係町単独補助事業一覧表

連番	岸 本 町	溝 口 町	調整方法																								
15	<p><b>学校給食補助金</b> 学校給食導入に伴ない、保護者負担を軽減する目的で助成。</p> <p>1 八郷米導入補助金 八郷米給食用単価366.23円-県学校給食米単価316.00円 = 価格差50.23円 精米ベース/1kg当たり 八郷米使用数量3,000kg × 50.23円 = 補助金150,690円 (15年度実績) 米飯1食当たり補助金 = 150,690円 ÷ 約39,000食 = 3.86円 15年4月～9月の間供給</p> <p>2 牛乳補助金 130,041本 × 8円 = 1,040,328円 (15年度実績) 計 1,191,018円</p> <p>3 助成先 岸本町学校給食会計</p>	<p><b>学校給食補助金</b> 学校給食導入に伴ない、保護者負担を軽減する目的で助成。</p> <p>1 米飯代補助金 米加工賃補助金 1,629,330円 平成10年の国庫補助金廃止に伴う補助金 260,490円 JA米(地元米)奨励による給食会米との差額補助金 63,452円</p> <p>2 米粉パン差額補助金 67,104円</p> <p>3 牛乳補助金 77,626本 × 5円 = 388,130円 計 2,408,506円 明細別紙のとおり(15年度実績)</p> <p>4 助成先 溝口町学校給食会計</p>	<p>○合併後に一元化する。(P19による) (平成17年度から給食費は一元化する。)</p> <p>1. 溝口町の米加工賃補助金及び10年国庫補助金廃止に伴う補助金は合併後段階的に廃止する。(3年間程度で廃止)</p> <p>2. 牛乳補助金及び地元米導入補助金は岸本町の例により一元化する。 (平成17年度から)</p> <p>3. 米粉パン補助金は溝口町の例により一元化する。(平成17年度から)</p>																								
16	<p><b>通学ヘルメット購入補助金</b> 自転車通学の生徒のヘルメット購入に対し補助することで、登下校時における交通事故の防止、安全教育の啓発に資する。</p> <p>下表の地区の自転車通学生徒の通学ヘルメット購入に対し、購入額の2分の1を補助する。</p> <p>対象地区(学校が自転車通学を認めた地区:通学距離1.5キロ以上) 口別所、久古、番原、清山、林ヶ原、福原、サン団地、吉定、三軒茶屋、木戸口、立岩、上細見、小町、岸本原、遠藤(万太夫)、殿河内、坂長、みどり、岩屋谷、長者原 対象生徒 新入生徒及び転入生徒</p>	<p>なし</p> <p>参考</p> <p>1 自転車通学の許可対象地域:通学距離が2km以上の地域 2 自転車通学生徒:34人 3 自転車通学において通学ヘルメットの着用を義務づけている。</p>	岸本町の例による。																								
17	<p><b>中学校部活動振興補助金</b> 生徒各人の能力の開発・向上を図り、教師と生徒の信頼関係を構築し部活動の振興を図る。</p> <p>遠征試合の際の引率者と生徒の交通災害に対する保険金に対し全額補助する。 休日の遠征試合引率教員への日当(1000円/日)を支給する。</p> <p>部活動に要する消耗品、備品購入に対し全額補助する。(上限20万円)</p>	なし	岸本町の例による。																								
18	<p>なし</p> <p><b>参考</b> 中学校生徒大会派遣に関すること 中学生の大会参加に要する交通費等を町が直接支払う。 対象経費 旅費、自動車借上料、大会参加負担金・登録料 (平成15年度実績)</p> <table border="0"> <tr> <td>旅費</td> <td>9件</td> <td>1,320千円</td> </tr> <tr> <td>自動車借上げ料</td> <td>17件</td> <td>1,807千円</td> </tr> <tr> <td>大会参加負担金等</td> <td>24件</td> <td>126千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>3,253千円</td> </tr> </table>	旅費	9件	1,320千円	自動車借上げ料	17件	1,807千円	大会参加負担金等	24件	126千円	計		3,253千円	<p><b>中学校生徒大会派遣補助金</b> 中学生の大会参加に要する交通費等を町が補助金として支出するもの。 対象経費 旅費、自動車借上料、大会参加負担金・登録料 (平成15年度実績)</p> <table border="0"> <tr> <td>旅費</td> <td>26件</td> <td>388千円</td> </tr> <tr> <td>自動車借上げ料</td> <td>10件</td> <td>711千円</td> </tr> <tr> <td>大会参加負担金等</td> <td>16件</td> <td>110千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>1,209千円</td> </tr> </table>	旅費	26件	388千円	自動車借上げ料	10件	711千円	大会参加負担金等	16件	110千円	計		1,209千円	岸本町の例により一元化する。
旅費	9件	1,320千円																									
自動車借上げ料	17件	1,807千円																									
大会参加負担金等	24件	126千円																									
計		3,253千円																									
旅費	26件	388千円																									
自動車借上げ料	10件	711千円																									
大会参加負担金等	16件	110千円																									
計		1,209千円																									

# 平成15年度 学校給食会補助金内訳明細

溝口町

## (1) 米飯代補助金 (週3回)

### 米加工賃補助金

小学校 児童	32,427 食(80g) ×	29.98 円 =	972,161 円	
中学校 生徒	20,428 食(100g) ×	32.17 円 =	657,169 円	
				1,629,330 円

県給食会へ委託の加工賃(精米費、輸送費、事務費等)

### 10年の国庫補助金廃止に伴う補助金

小学校 児童	32,427 食(80g) ×	4.31 円 =	139,760 円	
中学校 生徒	20,428 食(100g) ×	5.91 円 =	120,729 円	
				260,490 円

10年国庫補助金廃止方策による米価格値上げ額を町が負担(17.5%)

10年度に補助率が30%となった。

12年度に補助率が廃止となった。

### JA米(地元米)奨励による給食会米との差額補助

小学校 児童	32,427 食(80g) ×	1.10 円 =	35,670 円	
中学校 生徒	20,428 食(100g) ×	1.36 円 =	27,782 円	
				63,452 円

JA1等米と県給食会米との差額

計 1,953,272 円

## (2) 米粉パン補助金 (月1回)

### 米粉パン奨励差額補助

小学校 児童	2,748 食(40g) ×	12.65 円 =	34,762 円	
中学校 生徒	1,704 食(60g) ×	18.98 円 =	32,342 円	

米粉パンと小麦粉パンとの差額

計 67,104 円

## (3) 牛乳補助金 (毎日)

### 牛乳普及補助金

児童、生徒	77,626 本 ×	5.00 円 =	388,130 円	
				計 388,130 円

合計 2,408,506 円

# 岸本町、溝口町における学校給食費調整計画(案)

段階的(3ヶ年)に、値上げを行ない調整を図る。

単位：円

		小学校(児童)			中学校(生徒)			備 考
		岸本町	溝口町	比 較	岸本町	溝口町	比 較	
給食原価	現 況	271	277	6	318	306	12	両町ほぼ同様の原価で運営中 (溝口町は小中ブ-非計算のため誤差)
	合併後	272	272	0	319	319	0	
町補助金	現 況	一食平均 9.15 地元米(6ヶ月)3.86 牛乳8.0	一食平均 24.72 米加工費29.98 国庫補助廃止分4.31 地元米1.1 米パン12.65 牛乳5.0	16	一食平均 9.15 地元米(6ヶ月)3.86 牛乳8.0	一食平均 29.48 米加工費32.17 国庫補助廃止分5.91 地元米1.36 米パン18.98 牛乳5	21	
	合併後	一食平均 10.0 地元米、米パン2.0 牛乳8.0 10×397人×185回=734,450	一食平均 10.0 地元米、米パン2.0 牛乳8.0 10×234人×185回=432,900	0	一食平均 10.0 地元米、米パン2.0 牛乳8.0 10×227人×180回=408,600	一食平均 10.0 地元米、米パン2.0 牛乳8.0 10×161人×180回=289,800	0	補助金(年額) 1,865,750
		調整額補助(2ヶ年) 平成17年度 6円 6×397人×185回=734,450 平成18年度 3円 3×386人×185回=214,230	調整額補助(2ヶ年) 平成17年度 6円 6×234人×185回=259,740 平成18年度 3円 3×234人×185回=129,870	0	調整額補助(2ヶ年) 平成17年度 22円 22×227人×180回=898,920 平成18年度 11円 11×217人×180回=429,660	調整額補助(2ヶ年) 平成17年度 22円 22×161人×180回=637,560 平成18年度 11円 11×161人×180回=318,780	0	平成17年度(必要額) 2,530,670 平成18年度(必要額) 1,265,335
				0			0	
保護者負担金	現 況	262	252	10	309	276	33	平成16年の徴収額
	合併後	平成17年度 256 6円軽減	256 4円アップ	0	287 22円軽減	287 11円アップ		
		平成18年度 259 3円軽減	259 7円アップ	0	298 11円軽減	298 22円アップ		
		平成19年度 262 0円軽減	262 10円アップ	0	309 0円軽減	309 33円アップ	0	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	建設水道部会	責任者	小村 恵吾	ワーキンググループ名	上水道事業 (事務関係)	責任者	伊澤靖成	
合併協定項目	各種事務事業の取扱い			25-31 土木事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法			
1	<p><b>町道管理事業</b></p> <p>町道網の整備を図り交通の発達に寄与し公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>町道の認定（一般公共の用に供する道路で町長が必要と認める場合）、変更（既存町道の代替路線を認定する場合）、廃止（一般交通の用に供する必要がなくなった場合）を行う。町道の認定の基準は条例に基づき、町長が必要と認めるものについて認定する。</p> <p>認定基準</p> <p>1級町道 全町的な幹線道路網の枢要部分を構成する道路</p> <p>2級町道 集落間、県道国道間等を結ぶ道路</p> <p>その他町道 1級、2級町道を除くもの</p> <p>道路の構造等については、道路構造令と岸本町開発指導要綱による。</p> <p>道路の管理について</p> <p>集落内の町道（1、2級含む）を、地元で維持管理をしている。</p> <p>町補助事業の対象は、集落内の町道と地元からの要望箇所。</p>	<p><b>町道管理事業</b></p> <p>町道網の整備を図り交通の発達に寄与し公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>町道の認定（一般公共の用に供する道路で町長が必要と認める場合）、変更（既存町道の代替路線を認定する場合）、廃止（一般交通の用に供する必要がなくなった場合）を行う。町道の認定の基準はとくになく、町長が必要と認めるものについて認定する。</p> <p>道路の管理については、すべて町で管理をおこなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両町共に道路法に基づき認定等の手続きを行っている。</li> <li>・岸本町には町道条例、施行規則がある。</li> <li>・岸本町の町道については、町で管理しているが、条例、慣例により、集落内の町道については地元で維持工事等（町単独補助事業）をしている。</li> <li>・溝口町ではすべて町で管理している。</li> </ul> <p>町道の管理については、道路法第16条に、「市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う」とある。また、町単独補助事業で地元が行う工事は、道路法上では、道路管理者以外の行う工事（道路法24条）となるが、県道路課に照会したところ、岸本町の方法で差し支えないとの見解である。</p>	<p>合併時に、溝口町の例を基に新たに定める。</p> <p>（すべての町道の管理について町で行う。集落内の町道の維持管理工事及び緊急的に地元施工要望のある箇所に関しては、岸本町の例により補助制度で行う。）</p>				

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提出事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井 好文	ワーキンググループ名	学校教育事業	責任者	三宅祐志	
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25 - 37学校教育事業		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
1	該当なし	<p>寄宿舎運営事業</p> <p>冬季等の通学困難から寄宿舎を開設し、生徒の遠距離通学を支援する。</p> <p>寄宿舎の運営および管理</p> <p>1 開設期間 11月10日頃～2月末日（冬季期間）</p> <p>2 対象者 遠距離通学にある希望者</p> <p>3 入居実績 平成12年度 16名 平成13年度 20名 平成14年度 10名 平成15年度 10名</p> <p>4 運営補助金 へき地教育児童生徒援助費補助（寄宿舎居住費補助） 開設日 62日×10人×1,370.12円 813.852円（徴収免除額） 国庫補助金 813.852円×1/2 = 406.926円</p>		へき地を抱える溝口町のための教育行政施策。	現行どおり新町に引き継ぐ。			

行政現況調査調整一覧表							協議会提出事項	
専門部会名	教育部会	責任者	藤井 好文	ワーキンググループ名	学校給食事業		責任者	三宅祐志
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25 - 38各所事務事業の取扱い(学校給食事業)			備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法				
1	<p><b>学校給食に関すること</b></p> <p>児童・生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活改善に寄与することを目的とする。</p> <p>1 実施回数等 小学校181回 中学校176回 開始4月11日 最終3月15日</p> <p>2 給食数(平成15年度) 133,742食(米飯給食:月・水・金 パン給食:火・木)</p> <p>3 給食費(1食当たり:平成16年度) 小学校:262円(保護者負担) 中学校:309円(保護者負担)</p> <p>4 費用負担の徴収 給食センターが徴収</p> <p>5 食材の購入 運営委員会の選定した業者から給食センターが購入</p>	<p><b>学校給食に関すること</b></p> <p>児童・生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活改善に寄与することを目的とする。</p> <p>1 実施回数等 小学校182回 中学校178回 開始4月9日 最終3月23日</p> <p>2 給食数(平成15年度) 89,211食(米飯給食:月・水・金 パン給食:火・木)</p> <p>3 給食費(1食当たり:平成16年度) 小学校:252円(保護者負担) 中学校:276円(保護者負担)</p> <p>4 費用負担の徴収 学校給食会を設け、費用負担の徴収を委託</p> <p>5 食材の購入 学校給食会を設け、食材の購入を委託</p>	<p>両町で給食の実施回数、給食の単価等が異なっている。</p>	<p>合併後に一元化する。</p> <p>1 給食の実施回数、特に給食の最終日は合併時に一元化する。</p> <p>2 給食費は合併後に一元化する。 (平成17年度から一元化する) 給食費の金額はP19のとおり)</p> <p>3 費用負担の徴収、食材の購入、給食の調理体制については現行どおり新町に引き継ぐ。</p>				
2	<p><b>給食センターの管理運営に関すること</b></p> <p>児童・生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活改善に寄与することを目的とする学校給食施設の適正な管理運営を行うことを目的とする。</p> <p>1 給食センターの規模等 鉄筋2階建 1階352㎡ 2階97㎡ 計449㎡ 平成4年2月完成</p> <p>2 職員体制 所長1名 職員(調理員)2名 嘱託職員(運転手)1名 臨時職員(調理員)4名 栄養士(県職員)1名 計9名</p> <p>3 運営方法 直営 ただし主食(ご飯・パン)の供給は民間委託</p> <p>4 衛生管理 日常・定期点検等は法令等に基づいて実施している。</p>	<p><b>給食センターの管理運営に関すること</b></p> <p>児童・生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活改善に寄与することを目的とする学校給食施設の適正な管理運営を行うことを目的とする。</p> <p>1 給食センターの規模等 鉄骨平屋建 252㎡ 昭和44年2月完成 昭和59年10月増築</p> <p>2 職員体制 所長(次長兼務)1名 臨時的任用職員(事務員)1名 嘱託職員(調理員)2名 非常勤職員(調理員)2名 栄養士(県職員)1名 計7名</p> <p>3 運営方法 直営 ただし主食(ご飯・パン)の供給は民間委託 給食運搬は民間委託</p> <p>4 衛生管理 日常・定期点検等は法令等に基づいて実施している。</p>	<p>溝口町の給食センターの老朽化が著しい。</p> <p>両町とも児童・生徒が減少しており、施設の統合が必要である。 参考資料 P23</p>	<p>現行どおり新町に引継ぎ、合併後の早い時期に一元化する。</p>				

平成 15年度以降の児童数及び学級数調べ

平成 15年 5月 1日現在

町 名	学校名	学級数 児童数	各年度毎の学級総数及び児童総数 (障害児学級数 障害児学級児童数を含む)						備考	
			平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度		平成 21年度
岸本町	岸本小学校	学級数	14	14	14	12	12	12	12	
		児童数	348	332	328	319	303	292	279	
	八郷小学校	学級数	6	6	6	6	6	6	6	
		児童数	82	71	69	67	67	65	59	
	小 計	学級数	20	20	20	18	18	18	18	
		児童数	430	403	397	386	370	357	338	
	岸本中学校	学級数	8	7	9	8	8	8	6	
		児童数	272	242	227	217	209	212	211	
計	学級数	28	27	29	26	26	26	24		
	児童数	702	645	624	603	579	569	549		
溝口町	溝口小学校	学級数	7	7	7	7	7	7	7	
		児童数	172	170	161	153	139	132	125	
	二部小学校	学級数	5	5	5	5	6	6	6	
		児童数	64	56	50	52	52	47	42	
	福岡分校	学級数	3	2	2	1	1	0	0	
		児童数	5	3	3	2	2	0	0	
	日光小学校	学級数	4	5	5	6	6	6	5	
		児童数	21	19	16	16	14	14	10	
	添谷分校	学級数	2	2	3	3	3	2	1	
		児童数	2	3	4	4	5	3	2	
	小 計	学級数	21	21	22	22	23	21	19	
		児童数	264	251	234	227	212	196	179	
	溝口中学校	学級数	8	8	7	5	5	5	6	
		児童数	179	160	161	141	140	116	123	
計	学級数	29	29	29	27	28	26	25		
	児童数	443	411	395	368	352	312	302		
合 計	学級数	57	56	58	53	54	52	49		
	児童数	1145	1056	1019	971	931	881	851		

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項																																								
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	社会教育事業	責任者	大下修一																																								
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25 - 39社会教育事業		備考																																										
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点	調整方法																																										
1	<p><b>社会教育事業</b></p> <p>住民が生涯を通じ、いつでも自由に学習する機会が                      持て、生き甲斐のある生活が送れるとともに、明るく                      豊かな地域社会を築けるよう各種事業を行うもの。</p> <p>項目別事業数（事業の内容は別紙一覧のとおり）</p> <table border="0"> <tr><td>1. 家庭教育事業</td><td>3</td></tr> <tr><td>2. 青少年教育事業</td><td>15</td></tr> <tr><td>3. 女性教育事業</td><td>0</td></tr> <tr><td>4. 成人教育事業</td><td>2</td></tr> <tr><td>5. 高齢者教育事業</td><td>1</td></tr> <tr><td>6. 生涯教育事業</td><td>4</td></tr> <tr><td>7. 視聴覚教育事業</td><td>3</td></tr> <tr><td>8. 人権同和教育事業</td><td>6</td></tr> <tr><td>9. その他社会教育事業</td><td>12</td></tr> <tr><td>合計</td><td>46</td></tr> </table>	1. 家庭教育事業	3	2. 青少年教育事業	15	3. 女性教育事業	0	4. 成人教育事業	2	5. 高齢者教育事業	1	6. 生涯教育事業	4	7. 視聴覚教育事業	3	8. 人権同和教育事業	6	9. その他社会教育事業	12	合計	46	<p><b>社会教育事業</b></p> <p>住民が生涯を通じ、いつでも自由に学習する機会が                      持て、生き甲斐のある生活が送れるとともに、明るく                      豊かな地域社会を築けるよう各種事業を行うもの。</p> <p>項目別事業数（事業の内容は別紙一覧のとおり）</p> <table border="0"> <tr><td>1. 家庭教育事業</td><td>4</td></tr> <tr><td>2. 青少年教育事業</td><td>12</td></tr> <tr><td>3. 女性教育事業</td><td>3</td></tr> <tr><td>4. 成人教育事業</td><td>2</td></tr> <tr><td>5. 高齢者教育事業</td><td>3</td></tr> <tr><td>6. 生涯教育事業</td><td>8</td></tr> <tr><td>7. 視聴覚教育事業</td><td>4</td></tr> <tr><td>8. 人権同和教育事業</td><td>8</td></tr> <tr><td>9. その他社会教育事業</td><td>4</td></tr> <tr><td>合計</td><td>48</td></tr> </table>		1. 家庭教育事業	4	2. 青少年教育事業	12	3. 女性教育事業	3	4. 成人教育事業	2	5. 高齢者教育事業	3	6. 生涯教育事業	8	7. 視聴覚教育事業	4	8. 人権同和教育事業	8	9. その他社会教育事業	4	合計	48	<p>・それぞれ独自の取組みで社会教育事業を実施                      している。</p>	<p>○社会教育事業については次の方針により                      合併時に一元化する。</p> <p>両町ともに同じ事業を行っているもの及び                      どちらか一方の町のみ事業は、現行ど                      おり引継ぎ、実施方法については合併後                      に検討する。</p> <p>両町ともに同様の趣旨の事業を行って                      おり、内容が異なるものは、合併に当たっ                      て一元化し、実施方法はどちらかの町の例                      によるか新たに定める。</p> <p>上記の調整方針によりがたい事業につ                      いては、個々に調整する。</p> <p>(各事業毎の調整方法は、別紙一覧表のと                      おり。なお、協議会において既に調整済み                      の事業は、協議済みとして併せて一覧表                      に掲載している。P25～28)</p>		
1. 家庭教育事業	3																																														
2. 青少年教育事業	15																																														
3. 女性教育事業	0																																														
4. 成人教育事業	2																																														
5. 高齢者教育事業	1																																														
6. 生涯教育事業	4																																														
7. 視聴覚教育事業	3																																														
8. 人権同和教育事業	6																																														
9. その他社会教育事業	12																																														
合計	46																																														
1. 家庭教育事業	4																																														
2. 青少年教育事業	12																																														
3. 女性教育事業	3																																														
4. 成人教育事業	2																																														
5. 高齢者教育事業	3																																														
6. 生涯教育事業	8																																														
7. 視聴覚教育事業	4																																														
8. 人権同和教育事業	8																																														
9. その他社会教育事業	4																																														
合計	48																																														
2	<p><b>公民館管理事業</b></p> <p>岸本町中央公民館において、実際生活に即する教                      育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の                      教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文                      化の振興、社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>賃金（嘱託館長・臨時職員）・管理委託料                      光熱水費、施設・備品修繕、備品購入                      その他管理費</p> <p>開館時間 月～金（8時30分～17時）                      夜間管理委託時間（17時～22時）                      閉館日（祝祭日等、第2・4月曜日）</p> <p>職員体制 館長（常勤職員1名）主事（2名）                      臨時職員（1名）                      管理代行員（夜間、土・日曜日）</p> <p>館の規模及び特徴                      中央公民館 床面積 1,108㎡                      昭和50年度開館。生涯学習の拠点施設として住民参                      画の活動を展開。</p>	<p><b>中央・二部・日光公民館管理事業</b></p> <p>溝口町中央・二部・日光公民館において実際生活に即す                      る教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住                      民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生                      活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>館長報酬・管理委託料                      光熱水費、施設・備品修繕、備品購入                      その他管理費</p> <p>開館時間 月～金（8時30分～17時）                      夜間管理委託時間（17時～19時）                      閉館日（日曜日、祝祭日等）</p> <p>職員体制 館長（非常勤職員3名）主事（1名）                      業務員（2名）                      管理代行員（夜間、土曜日）</p> <p>各館の規模及び特徴                      中央公民館 床面積 1,586㎡                      平成14年10月竣工。最新の設備を活用できる生                      涯学習の拠点施設。                      二部公民館 床面積 508㎡                      地域活性化の拠点施設として、住民参画の活動                      を幅広く展開。                      日光公民館 床面積 1,472㎡                      旧日光小学校校舎を施設に擁し、農村の公民館                      としての活動を展開。</p>		<p>地域性を重視して現状を維持する方向で新町に                      引き継ぐことを基本とするが、次の点を調整す                      る必要がある。</p> <p>1 開館時刻及び休館日                      2 夜間等の管理代行業務                      （岸本町はシルバー人材センター委託）                      3 館長の勤務形態及び賃金</p>	<p>現行どおり新町に引継ぐ。</p> <p>職員体制については別に定める。</p>																																										

平成15年度 社会教育事業一覧

教育委員会 公民館事業

区分	岸本町				溝口町				調整方法 ( ~ は調整一覧表中 調整方法の ~ に該当)
	実施主体	事業名	予算	事業概要	実施主体	事業名	予算	事業概要	
家庭教育	教育委員会事務局	子育て学習の全県展開事業 家庭教育講演会	千円	小中学生保護者を対象に子育て講座を実施。4講座。 家庭の教育力向上に資する講師を招いての講演会を開催。青少年育成町民会議事業で実施。	教育委員会事務局	子育て学習の全県展開事業 家庭教育指導者研修	千円	幼児期・思春期の子育て学習。 家庭教育の在り方についての指導者養成。	現行どおり新町に引き継ぐ。
			80				150		現行どおり新町に引き継ぐ。
			50				-		現行どおり新町に引き継ぐ。
	中央公民館	家庭教育学級	117	親子教室・家庭教育講座の開設。	中央公民館	家庭教育学級	117	親子教室・家庭教育講座の開設。	現行どおり新町に引き継ぐ。
青少年育成岸本町民会議	家庭の日の推進(町民会議事業)	-	毎月第3日曜日を家庭の日として啓発し、家庭教育の推進を図る。	青少年育成溝口町民会議	家庭の日の推進	-	毎月第3日曜日を家庭の日として啓発し、家庭教育の推進を図る。	現行どおり新町に引き継ぐ。	
青少年教育	中央公民館	わんぱく道場(子ども体験活動教室) 子どもの体験活動推進事業(こどもくらぶ) 心を育てる読書推進事業(本の読み聞かせ) 岸本風神太鼓若鮎連(小学生の太鼓グループ)	80	小学4～6年生を対象に自然体験や困難体験をチャレンジする。年10回。	教育委員会事務局	三世代交流キャンプ 子ども週末活動支援事業 子ども週末活動支援事業 青少年育成町民会議	305	3泊4日の野外活動でリーダーを養成する	岸本町の例により新町に引き継ぐ。 (溝口町三世代交流キャンプに対応)
			30	小学1～4年生及びその保護者を対象に夏休み中2回、ガーデニングや絵本づくりを体験する。			420	各種体験活動を企画し、主体性を育てる推進委員会	現行どおり新町に引き継ぐ。
			92	保育園児、小学生を対象に毎週水曜日、ボランティアにより読み聞かせを実施。			663	地域で子ども会を育てる	現行どおり新町に引き継ぐ。
			-	太鼓の練習や公演をとおして、岸本風神太鼓の将来を担う奏者の育成と青少年の健全育成を図る。			150 370 350 298	読み聞かせで豊かな心を育てる スポーツでたくましく体を育てる 野外活動を通して心と体を育てる 合宿体験で仲間づくりと自立心を育てる	現行どおり新町に引き継ぐ。
	教育委員会事務局	子ども週末活動支援事業	1,118	支援協議会を設置し、子ども週末活動を展開。子どもの体験活動や小学5年生を対象にした6泊7日の通学合宿を実施。	青少年育成町民会議	青少年育成町民会議	100	町民会議の活動補助	協議項目18補助金、交付金等の取り扱って別途調整
	青少年育成岸本町民会議	青少年育成町民会議	(55)	会費制による自主運営	青少年育成溝口町民会議	青少年育成町民会議	(795)	会費及び町補助金で運営	新町において一元化する。
		青少年育成町民大会(町民会議事業)	-	小中学校の事例発表と講演会		青少年健全育成大会	-	青少年の意見発表と講演会	
		地域パトロール(町民会議事業)	-	夏休み期間中の町内巡回指導		青少年街頭指導	-	町内巡回指導活動	
		いきいきホームステイ(町民会議事業)	-	小学4年生の希望者を対象に、町内の家庭で1泊2日のホームステイ体験。		少年を守る店の指定	-	町内の商店・事業所を指定健全育成を図る	
		高校生年代保護者会(町民会議事業)	-	家庭教育、青少年問題等についての講演会や意見交換。					
	青少年地域推進員会(町民会議事業)	-	各区長から推薦された地域推進員さんにより青少年育成に関する地域活動を推進。						
	有害図書自動販売機撤去運動(町民会議事業)	-	広報活動等						
	あいさつ運動(町民会議事業)	-	交通安全運動期間中、登校時に街頭で声かけをする。						

平成15年度 社会教育事業一覧

教育委員会 公民館事業

区分	岸本町				溝口町				調整方法 ( ~ は調整一覧表中 調整方法の ~ に該当)
	実施主体	事業名	予算	事業概要	実施主体	事業名	予算	事業概要	
		夏休みのきまり配付 (町民会議事業)	-	夏休み前に「夏休みのきまり」を全戸配付。		ふるさとウォーキング	-	町内をハイキングしながら仲間作りと自然観察体力作りを図る	溝口町の例により新町に引き継ぐ。 現行どおり新町に引き継ぐ。
		高校生サークルの育成 (町民会議事業)	-	高校生の地域活動を支援。	教育委員会事務局	子ども会の育成	72	県子ども会連合会への加入と安全会加入促進 活動奨励	
					日光公民館	高校生サークルの育成	146	高校生の地域活動を支援し、リーダーを育成する研修会に派遣	
女性教育					教育委員会事務局	青少年ボランティア活動	87	高校生による交流活動	現行どおり新町に引き継ぐ。
					日光公民館	世代間ふれあいセミナー	220	地域住民と小学生の交流会	現行どおり新町に引き継ぐ。
					教育委員会事務局	女性リーダー研修会等派遣	50	女性活動リーダーを養成するため各種研修会への派遣	現行どおり新町に引き継ぐ。
成人教育	中央公民館	成人講座 (まなび隊)	27	日常生活における課題の学習など20歳以上の男女を対象とした講座の開設。年間5回		日光女性会補助	100	日光地区女性会の活動奨励	協議項目18補助金、交付金等の取り扱いで別途調整
	教育委員会事務局	成人団体育成補助	230	町内小中学校PTA補助金。成人団体の活動支援。	教育委員会事務局	二部公民館 二部公民館女性学級	169	地域情勢の生活課題についての学習 研究 協議	現行どおり新町に引き継ぐ。
						PTA指導者研修会派遣	47	PTA指導者を養成するため研修会等への派遣	現行どおり新町に引き継ぐ。
高齢者教育						青年の家管理	819	町立青年の家の管理 運営	現行どおり新町に引き継ぐ。
	中央公民館	松栄学級 (高齢者教育)	562	60歳以上の高齢者を対象に趣味の講座や日常生活における課題の学習など、高齢者の生きがいのある暮らしを支援する。講演、実技研修、一日研修、一泊研修、松栄大学	中央公民館 二部公民館 日光公民館	高齢者教室 豊寿美学園 多々楽学園 日光学園	1,185	三公民館で年間各10回の学習講座	現行どおり新町に引き継ぐ。
生涯教育	教委事務局 中央公民館	生涯学習情報提供 相談	-	町広報等を活用しての情報提供 学習相談	教育委員会事務局	生涯学習推進員研修	379	各自治会の生涯学習推進員の研修と活動交付金	現行どおり新町に引き継ぐ。
	教育委員会事務局	とっとり県民カレッジ連携講座開設	-	県が主催する「県民カレッジ」との連携講座開設		生涯学習情報提供 相談	-	CATV 広報誌等を活用しての情報提供 学習相談	現行どおり新町に引き継ぐ。
	中央公民館	図書の整備	2,000	中央公民館の図書の整備	二部 日光公民館	とっとり県民カレッジ連携講座開設	-	県が主催する「県民カレッジ」との連携講座開設	現行どおり新町に引き継ぐ。
					中央公民館	図書の整備	200	各公民館に図書を整備	現行どおり新町に引き継ぐ。
					中央公民館	生涯学習講座	150	各種学習講座開設	現行どおり新町に引き継ぐ。
		公民館教室		各種学習講座開設 26教室		同好会活動 (各種同好会育成補助)	220	各種文化活動同好会の活動補助 22団体	現行どおり新町に引き継ぐ。 団体への補助金は、協議項目18補助金交付金等の取り扱いで別途調整。
				中央公民館 二部公民館 日光公民館	巡回公民館	180	各自治会公民館を活用した講座	現行どおり新町に引き継ぐ。	
				日光公民館	ふるさと学級	81	日光地区に伝わる食、歴史、文化各行事の伝承を通して後世に伝えるときにも、地域活性化につなげることを学習課題として取り上げる。	現行どおり新町に引き継ぐ。	
	中央公民館	16mm映写機の貸出	11	映写機の点検整備と貸出	中央公民館	16mm映写機の貸出	25	映写機の点検整備と貸出	現行どおり新町に引き継ぐ。

平成15年度 社会教育事業一覧

教育委員会・公民館事業

区分	岸本町				溝口町				調整方法 (～は調整一覧表中 調整方法の～に該当)	
	実施主体	事業名	予算	事業概要	実施主体	事業名	予算	事業概要		
視聴覚教育	教育委員会事務局	16mmフィルム・ビデオ教材の貸出	-	西部視聴覚ライブラリー等のフィルム・ビデオテープの貸出	教育委員会事務局	16mmフィルム・ビデオ教材の購入・貸出	434	西部視聴覚ライブラリー等で購入したフィルム・ビデオテープの貸出	現行どおり新町に引き継ぐ。	
		ライブラリー教材フィルム選定委員会	-	西部視聴覚ライブラリーのフィルム選定委員会として教材フィルムの選定を行う		ライブラリー教材フィルム選定委員会	-	西部視聴覚ライブラリーのフィルム選定委員会として教材フィルムの選定を行う	現行どおり新町に引き継ぐ。	
人権 同和教育	教育委員会事務局	人権啓発学習	126	小中学校の児童生徒に人権啓発標語の募集を行い、優秀作品を鉛筆に印刷し、小中学校の児童生徒・事業所等に配付する。	教育委員会事務局	人権啓発資料作成	468	人権啓発用のカレンダーと学習資料作成配布	協議項目25-28同和人権対策事業で別途調整	
		人権・同和教育町民大会	351	人権・同和教育町民大会 小・中学生による意見発表		人権・同和教育実践研究交流会	375	年間の活動を総括し、実践を持ち寄り交流を深める	協議項目25-28同和人権対策事業で別途調整	
		小地域懇談会(明るく住みよい町づくり懇談会)	120	町内39部落のうち半数の部落を2年に一度巡回し、身の周りの人権問題、部落差別問題について話し合う		明るく町づくり懇談会	405	町内全集落に出かけて懇談会を開催 67会場	協議項目25-28同和人権対策事業で別途調整	
		人権教育推進員設置事業	2,774	小地域懇談会等の場で同和教育推進における啓発指導を行う		人権教育推進員設置	2,300	同和教育の推進を図るため担当推進員を設置	協議項目25-28同和人権対策事業で別途調整	
		人権・同和教育各種研究大会等派遣事業	789	県内外の集会、研修会へ派遣		各種研修大会等への派遣	1,321	同和教育推進者を養成するため各種研修会・大会へ派遣する	協議項目25-28同和人権対策事業で別途調整	
		町同和教育推進協議会(町補助金)	545	総会 研修会 小地域懇談会事前研修会		同和対策推進協議会補助	100	同和教育活動を支援	協議項目25-28同和人権対策事業で別途調整	
						人権学習講座ひまわりセミナー	75	年間を通じて人権問題を学習する講座を開設	協議項目25-28同和人権対策事業で別途調整	
						人権講演会	100	人権意識の高揚をめざして町民対象の人権講演会を開催	協議項目25-28同和人権対策事業で別途調整	
教育委員会事務局		生涯学習ニュースの発行	27	毎月小中学校、保育所、社会福祉協議会、公民館、教育委員会等の生涯学習関連情報を提供する。全戸配付。	中央公民館	公民館だよりの発行	-	毎月末に、3公民館の主催事業の様子や、家庭教育に関する啓発記事をまとめて情報提供をする。全世帯配布。併せて、学校・保育園などの児童・生徒の日程なども広報して社学連携を図る。	新町において一元化する。	
		ふるさと創生文化講演会	660	11月のきないや祭りの時期に合わせ、中央から有名講師を招き講演会を開催。						協議項目25-41文化振興事業で別途調整。
		たそがれコンサート	102	8月に植田正治写真美術館屋外ステージを利用し、たそがれコンサートを開催。出演は、岸本中吹奏楽部、溝口中吹奏学部、溝口レインボーサウンズ、岸本小金管バンド。						現行どおり新町に引き継ぐ。
中央公民館		文化祭	265	きないや祭の一環として開催。公民館教室、小中学校、保育園、一般町民の絵画、書道、写真などの作品を一堂に展示する。また、合唱や吹奏楽などの発表の機会を提供する。	中央公民館 二部公民館 日光公民館	公民館まつり開催	651	三公民館がそれぞれに教室等の作品展等を開催。1年間の学習の成果を広く住民に発表する。企画の段階から、地域の特色を活かした住民参画を重視した運営を行っている。	現行どおり新町に引き継ぐ。	
		菊花展(菊づくり普及)	69	菊苗づくり講習会及び菊苗配付 菊花展の開催						現行どおり新町に引き継ぐ。

平成15年度 社会教育事業一覧

区分	岸本町				溝口町				教育委員会・公民館事業 調整方法 (～は調整一覧表中 調整方法の～に該当)
	実施主体	事業名	予算	事業概要	実施主体	事業名	予算	事業概要	
その他社会 教育事業		平和展	36	平和展をとおして、人類の福祉と平和について考える機会を提供する。 ・ビデオ上映 ・パネル展					現行どおり新町に引き継ぐ。
		町民運動会	696	子どもから高齢者まで全町民が一堂に会し、各種競技に参加。部落対抗戦。	中央公民館 二部公民館 日光公民館	町民運動会	900	三地区に分かれて各種目に部落対抗で行う運動会	現行どおり新町に引き継ぐ。
		盆踊り花火大会	200	8月15日に盆踊り花火大会を実施。風神太鼓公演、お楽しみ抽選会、花火打ち上げなど。					現行どおり新町に引き継ぐ。 花火大会補助金については、協議項目18補助金、交付金等の取り扱いで別途調整
		きないや祭(町補助金)	1,000	11月第4土日に歴史のある吉長市、JA祭、文化祭等を一斉に開催。					協議項目18補助金、交付金等の取り扱いで別途調整
	教育委員会事務局	岸本町地域活動事業(町補助金)	35	地域の発展に寄与する活動を行う団体に助成し、団体を支援する。	教育委員会事務局				協議項目18補助金、交付金等の取り扱いで別途調整
		成人式	425	8月15日開催。式典、記念品贈呈、記念講演、記念写真撮影、会食		成人式	368	8月15日開催。式典、記念品贈呈、講演、記念写真、会食	合同実施とし、合併後に一元化で調整する。 (協議済)
	人形劇団体助成(町補助金)	50	平成14年度に岸本町で開催された国民文化祭・演劇祭(人形劇)の公演に向け結成された地元人形劇団「ほんごころん」に対して活動助成する。					協議項目18補助金、交付金等の取り扱いで別途調整	

実施主体別事業費等一覧表

実施主体	件数	予算	備考	実施主体	件数	予算	備考
教育委員会事務局	19	7,252		教育委員会事務局	27	10,380	
中央公民館	17	4,988		中央公民館	8	1,589	
青少年育成岸本町民会議	11	(555)	会費徴収による町民会議予算(町補助なし)	二部公民館	6	1,233	
				日光公民館	7	1,286	
				青少年育成溝口町民会議	6	(895)	会費徴収による町民会議予算(町補助100千円を含む)
合計	36 (47)	11,685 (12,550)	町民会議予算を含んだもの		48 (54)	14,488 (15,385)	町民会議予算を含んだもの

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提出事項																														
専門部会名	教育部会	責任者	藤井 好文	ワーキンググループ名	文化振興事業	責任者	長田康平																														
合併協定項目	各種事務事業の取扱い			25 - 41文化振興事業	備考																																
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法																																
1	<p><b>町立写真美術館（植田正治写真美術館）管理運営事業</b></p> <p>町立写真美術館の管理運営を財団法人植田正治写真美術財団に委託</p> <p>1 主な委託業務内容 管理運営、収蔵作品保存・公開、写真作品の収集・企画展開催、写真史研究・関係作品の収集・公開、写真講座・文化講座・資料提供、芸術文化振興</p> <p>2 植田正治作品寄付等に関する契約書 別紙のとおり</p> <p>3 財団概要 別紙のとおり</p> <p>4 入館料 普通観覧料 小中学生300円（200円） 高校大学生500円（400円） その他800円（700円） （ ）内は20名以上の団体 定期観覧料 4,000円（年間定期券） 特別観覧料 特別展示に係るもの。展示会により異なる。</p>	該当なし	<p>植田家側と岸本町の間で契約書を交わしているが、締結後、現在までの間に物故平成7年の開館以来、館長が設置されていない。</p> <p>契約内容も含めた検討を要する。</p> <p>今後、施設の管理運営を行っていく上で、館長の設置が望ましい。</p> <p>（公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準平成15年6月6日文科科学省告示第113号）</p>		<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p> <p>参考資料 P 30～34</p>																																
	<p>ふるさと創生事業</p> <p>地域における歴史、伝統、文化、産業等の特色を生かし、独創的、個性的な地域づくりをすることを目的とする。</p> <p>1 名称：ふるさと創生文化講演会（平成4年度から実施） 中央の有名講師を招いての講演会</p> <p>2 会場：岸本町農村環境改善センター</p> <p>3 期日：11月のきないや祭の時期に合わせて実施 平成6年度から商工会との共同実施により、ポスター・チラシ代、講師旅費・宿泊費等の経費は商工会が負担。</p> <p>4 講師実績</p> <table border="1"> <tr><td>H4</td><td>坂東英二</td><td>H10</td><td>安部譲二</td></tr> <tr><td>H5</td><td>榎本勝起</td><td>H11</td><td>稲尾和久</td></tr> <tr><td>H6</td><td>倉本 聡</td><td>H12</td><td>平岩弓枝</td></tr> <tr><td>H7</td><td>武田イク</td><td>H13</td><td>桂小金治</td></tr> <tr><td>H8</td><td>栢木寛照</td><td>H14</td><td>舞の海秀平</td></tr> <tr><td>H9</td><td>上沼恵美子</td><td>H15</td><td>山下惣一</td></tr> </table> <p>5 事業費内訳（平成14年度実績）</p> <table> <tr><td>報償費（講師謝礼）</td><td>577 千円</td></tr> <tr><td>事務費（看板代等消耗品費など）</td><td>53 千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>630 千円</td></tr> </table>	H4	坂東英二	H10	安部譲二	H5	榎本勝起	H11	稲尾和久	H6	倉本 聡	H12	平岩弓枝	H7	武田イク	H13	桂小金治	H8	栢木寛照	H14	舞の海秀平	H9	上沼恵美子	H15	山下惣一	報償費（講師謝礼）	577 千円	事務費（看板代等消耗品費など）	53 千円	計	630 千円		なし。		新町に引き継ぐものとし、合併後に実施方法を検討する。		
H4	坂東英二	H10	安部譲二																																		
H5	榎本勝起	H11	稲尾和久																																		
H6	倉本 聡	H12	平岩弓枝																																		
H7	武田イク	H13	桂小金治																																		
H8	栢木寛照	H14	舞の海秀平																																		
H9	上沼恵美子	H15	山下惣一																																		
報償費（講師謝礼）	577 千円																																				
事務費（看板代等消耗品費など）	53 千円																																				
計	630 千円																																				



## 植田正治作品寄附等に関する契約書

岸本町（以下「甲」という）と植田正治（以下「乙」という）並びに植田正治の相続権利人（以下「丙」という）は、本日、乙の作品寄附等について、次のとおり契約する。

### （契約の目的）

第1条 この契約は、甲が建設する岸本町立写真美術館（以下「美術館」という）に所蔵する乙の作品の寄附について定める。

### （美術館建設）

第2条 甲は、乙の全作品及び甲乙合意のうえ別途定める範囲の原板の寄附を受け、美術館（通称名、植田正治写真美術館）を平成7年春の開館を目的に建設する。

美術館は、乙の業績を広め、乙の作品の保存、展示、研究、研究成果の発表等を通じて文化の振興に寄与するとともに、種々の文化事業の展開並びに教育及び文化活動等を行い、地域の文化振興に寄与する。

### （寄附物件）

第3条 乙は、現在所有する全作品（以下「作品」という）及び甲乙合意のうえ別途定める範囲の原板を無償で平成6年3月末日までに甲に寄附する。

### （美術館の運営）

第4条 甲は、別途美術館を運営する財団法人（以下「財団」という）を設立し、美術館の運営を行う。

2 甲及び財団は、乙の人格権、著作権を保護しながら美術館の質を高めるとともに、乙の意思を尊重し運営する。

### （著作者の保障）

第5条 甲は、乙を財団の理事として委嘱し、一定の報酬を保障する。甲は、乙没後は、丙の中から一人を財団の理事として委嘱する。

### （作者の著作権）

第6条 他の美術館への貸出、ミュージアムグッズの作成、販売、映像ソフトへの利用、ポスター、チラシ、図録等美術館の運営上必要なものについては、財団は、乙の承認を得て、作品を無償で使用することができる。

2 乙が、出版物、展示会等に寄附済の作品を使用する場合は、乙は甲に申し出て作品を使用することができるものとし、その収益は乙に帰属する。

3 乙が、寄附済の作品自体（原板を利用した新しい作品を含む）を販売又は交換する場合は、財団と協議するものとし、販売目的、相手方等を審査し両者が合意に達した場合のみ販売、交換できることとする。販売代金の配分は経費を除いた利益を各々50%ずつ配分する。ただし、甲の得た利益は、美術館の管理運営費に充当する。

### （相続人の権利）

第7条 丙が、寄附済の作品を使用する場合には、丙は、財団に申し出を行い美術館の運営上支障のない範囲で使用することができる。

2 寄附済の作品の販売または交換は、財団、丙とも原則として行わない。ただし、作者の品位を高め、美術館の質的向上を図る目的の場合のみ、財団の理事会の決定を得て販売または交換することができる。その収益は財団と丙に各々50%ずつ帰属する。

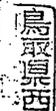
3 甲が寄附採納した作品の著作権は乙に属する。丙以降の著作権については、著作権法の規定に従う。

### （作者の写真家としての活動の保障）

第8条 甲は乙が現役の写真家として活動することを尊重する。

2 乙が第3条による寄附後制作発表した作品については、少なくともその作品一点を適当な時期に財団に寄附する。

3 乙の作品の原板については、乙の作品の特質を踏まえ、甲乙協議のうえまたは乙没後は甲丙協議のうえ適当と認められるものを適当な時期に財団に寄附する。



(経過措置)

第9条 第3条に定める作品の寄附採納後、財団が設立されるまでは甲を財団とみなす。

(契約の変更)

第10条 この契約書に定めるもののうち、不測の事態により目的を達成することが著しく困難になった時は、甲、乙及び丙協議のうえ、この契約書を変更することができる。

(信義誠実の原則)

第11条 前各条に定めのない事項については、甲と乙及び丙協議のうえ、信義に従い誠実にこれを解決する。

上記のとおり契約した証として、この契約書6通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成6年3月31日

甲 鳥取県西伯郡岸本町吉長37番地3  
岸本町長野口辰猪



乙 鳥取県境港市末広町82番地  
植田正治

丙 東京都目黒区上目黒3丁目21番23-305号  
植田充

丙 鳥取県境港市中町79  
植田汎

丙 東京都世田谷区下馬2-26-15-305  
増谷和子

丙 鳥取県境港市元町15  
植田亨

乙及び丙代理人

東京都千代田区九段南3-9-11

マートルコート麹町303

弁護士 吉 峯 啓 晴





# 植田正治作品寄附に関する契約締結に伴う覚書

岸本町（以下「甲」という）と植田正治（以下「乙」という）並びに植田正治の相続権利人（以下「丙」という）は、本日、植田正治作品寄附に関する契約を締結するについて、次のとおり覚書を交換する。

## （写真美術館の名称）

第1条 写真美術館の名称は、条例名称を「岸本町立写真美術館」とし、通称名称を「植田正治写真美術館」として、通称名称を変更することなく表示物その他に使用する。

## （理事委嘱）

第2条 写真美術館を運営する財団の理事に乙を委嘱する。乙没後は、丙の中から一人を財団の理事として委嘱する。

## （報酬の保障）

第3条 報酬の保障は、乙に限る。

## （全作品の定義）

第4条 全作品の定義は、現存するもののうち乙が所有するすべての作品をいう。

## （作品等の保管）

第5条 写真美術館での作品等の保管については、現在考えられる最善の方法で保管する。

## （美術館運営の基本原則）

第6条 写真美術館は、乙の業績を広め、乙の作品の保存、展示、研究、研究成果の発表等を通じて文化の振興に寄与することを目的とし、乙の意思を尊重して運営される。

## （著作権の取扱い）

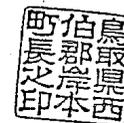
第7条 著作権は、乙に帰属するが、甲、乙及び丙は写真美術館建設の趣旨及び著作権法の本旨を踏まえ、信義に基づき、相互の信頼関係を確立しながら、適切な運用をはかる。

## （信義誠実の原則）

第8条 前各条に定めのない事項については、甲と乙及び丙協議のうえ、信義に従い誠実にこれを解決する。

平成6年3月31日

甲 鳥取県西伯郡岸本町吉長37番地3  
岸本町長 野 口 辰 猪



乙 鳥取県境港市末広町82番地  
植 田 正 治

丙 東京都目黒区上目黒3丁目21番23-305号  
植 田 充

丙 鳥取県境港市中町79  
植 田 汎

丙 東京都世田谷区下馬2-26-15-305  
増 谷 和 子

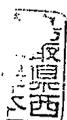
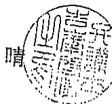
丙 鳥取県境港市元町15  
植 田 亨

乙及び丙代理人

東京都千代田区九段南3-9-11

マートルコート麹町303

弁護士 吉 峯 啓 晴



## 役員名簿

### 財団法人植田正治写真美術財団概要

1. 名称 財団法人植田正治写真美術財団
2. 所在地 〒689-4107  
鳥取県西伯郡岸本町須村353番地3
3. 電話番号 0859-39-8000
4. 設立年月日 平成7年4月1日
5. 代表者名 理事長 河合 勝 (岸本町長)
6. 基本財産 30,000千円
7. 役員の状況 理事 11名  
監事 2名
8. 職員数 7名
9. 財団の目的 写真家植田正治氏の全作品寄贈を記念し、芸術性の高い写真及び映像作品の収集及び研究、各種写真展及び講座の開催等の教育・文化事業並びに岸本町が設置する写真美術館の管理を行い、以って、岸本町民の文化振興に寄与することを目的とする。
10. 財団の事業
  - ①岸本町立写真美術館の管理運営
  - ②植田正治作品の保存及び公開
  - ③国内外の写真作品の収集及び企画展の開催
  - ④写真史研究及び関係作品の収集、公開
  - ⑤写真講座、文化講座及び資料提供等の普及事業
  - ⑥芸術文化の振興に関する事業
  - ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

任期：平成15年4月1日～平成17年3月31日

職名	氏名	住所	摘要
理事	河合 勝	西伯郡岸本町岸本307番地	岸本町長
理事	妹尾 千秋	西伯郡岸本町立岩92番地	岸本町教育長
理事	増谷 和子	東京都世田谷区下馬2丁目26番15号305	故植田正治氏長女
理事	若佐 博之	松江市黒田町542番地3	山陰合同銀行取締役頭取
理事	吉岡 秀樹	鳥取市上町96番地	新日本海新聞社代表取締役社長
理事	坂口平兵衛	米子市尾高町66番地	会社役員
理事	沖 正	鳥取市田園町4丁目144番地	写真家
理事	池淵 一郎	境港市日ノ出町13	境港市教育委員会教育長
理事	山岡 宏	米子市東福原3丁目1番31号	米子市教育委員会教育長
理事	石尾 寿朗	米子市皆生温泉3丁目17番2号	会社役員
理事	岡田 賢治	西伯郡岸本町丸山168番地	岸本町総務課長

監事	石田 保	米子市古豊千616番地	岸本町助役
監事	高塚 一男	西伯郡岸本町大殿658番地	岸本町監査委員

様式2	収 支 計 算 書			
	平成14年4月1日から平成15年3月31日まで			(単位:円)
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
<b>I 収入の部</b>				
1 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	30,000	30,041	41	
2 事業収入				
資料販布収入	3,900,000	7,617,572	3,717,572	
3 補助金収入				
管理運営受託収入	54,370,000	44,346,007	-10,023,993	
補助金収入	0	0	0	
4 雑収入				
受取利息	1,000	611	-389	
雑収入	1,000	92,804	91,804	
当期収入合計(A)	58,302,000	52,087,035	-6,214,965	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計(B)	58,302,000	52,087,035	-6,214,965	
<b>II 支出の部</b>				
1 一般管理費				
給料	2,070,000	2,052,600	-17,400	
職員手当	720,295	678,499	-41,796	
福利厚生費	1,221,705	1,221,705	0	
賞金	5,593,000	5,581,964	-11,036	
報償費	1,000	0	-1,000	
旅費	588,000	293,590	-294,410	
交際費	50,000	0	-50,000	
需用費	3,528,000	3,064,904	-463,096	
役務費	3,568,000	3,507,200	-60,800	
委託料	448,000	440,815	-7,185	
使用料及び賃借料	286,000	274,860	-11,140	
備品購入費	30,000	25,137	-4,863	
負担金	52,000	46,980	-5,020	
公租公課費	180,000	180,000	0	
2 施設管理費				
需用費	15,791,000	14,664,029	-1,126,971	
役務費	103,000	35,980	-67,020	
委託料	7,085,000	6,593,112	-491,888	
使用料及び賃借料	39,000	38,493	-507	
3 学芸費				
報償費	334,000	322,222	-11,778	
旅費	330,000	316,530	-13,470	
需用費	8,350,000	7,040,111	-1,309,889	
役務費	500,000	469,418	-30,582	
委託料	4,750,000	3,971,783	-778,217	
備品購入費	0	0	0	
4 文化振興費				
報償費	99,000	53,733	-45,267	
旅費	86,000	26,360	-59,640	
需用費	272,000	159,520	-112,480	
役務費	206,000	6,550	-199,450	
負担金	1,021,000	1,020,940	-60	
5 予備費	1,000,000	0	-1,000,000	
当期支出合計(C)	58,302,000	52,087,035	-6,214,965	
当期収支差額(A)-(C)	0	0	0	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	
(注) 収支決算書に係る注意事項				
1 借入金限度額	0円			
2 債務負担額	0円			

植田正治写真美術財団に関する年度別町負担額調

年度	支出総額		基本財産収入		事業収入		補助金等収入		雑収入		管理運営委託料		収入総額		館料		会の		事業収入		町負担額		町一般会計		実質町負担額	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z
7年度	65,773	0	3,646			335	61,792	65,773	17,346	740	1,129			42,577	21,507	64,084					21,507	42,577	21,507	64,084		
8年度	69,696	617	9,862			61	59,156	69,696	45,567	485	2,534			10,570	20,894	31,464					20,894	10,570	17,398	31,464		
9年度	73,914	180	6,016	1,550		76	66,092	73,914	28,733	404				36,955	17,398	54,353					17,398	36,955	54,353			
10年度	51,800	135	4,773	1,168		68	45,656	51,800	20,989	316				24,351	10,528	34,879					10,528	24,351	34,879			
11年度	50,529	120	3,840	854		59	45,656	50,529	17,025	344				28,287	14,920	43,207					14,920	28,287	43,207			
12年度	51,141	60	2,974	895	1,000	58	46,154	51,141	16,170	316				29,668	16,890	46,558					16,890	29,668	46,558			
13年度	47,599	45	3,216	817		67	43,454	47,599	14,421	324				28,709	18,326	47,035					18,326	28,709	47,035			
14年度	52,088	30	6,076	1,542		94	44,346	52,088	44,854	296				-804	18,995	18,191					18,995	-804	18,191			
15年度(予算)	51,530	4	2,839	760		2	47,925	51,530	14,650	300				32,975	19,326	52,301					19,326	32,975	52,301			

(注) ・「G」は、町の管理委託料であること。  
 ・「I」及び「J」の合計額が一般会計の歳入では入館料とされていること。H7年9月23日開館。  
 ・9年度から自販機収入は財団収入とする。